

**湖周地区ごみ処理施設整備事業  
入札説明書等に対する第1回質問回答**

**平成25年6月5日**

**湖周行政事務組合**

■入札説明書に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問回答
1	1	II	4	(3)	事業期間	事業期間中のごみ処理量について ①平成28年度は9月～3月 ②平成48年度は4月～8月 が運営期間に含まれます。運営期間中に各年度で処理するごみ量は、「入札説明書P. 17 入札価格算定に用いる搬入廃棄物量」より、上記①及び②の期間については下記の処理量との理解でよろしいでしょうか。 平成28年度：30,816t×7÷12=17,976t 平成48年度：26,051t×5÷12=10,855t	お見込みのとおりです。 入札説明書17ページの「表 入札価格算定に用いる搬入廃棄物量」の数値について、H28は17,976 tに、H48は10,855 tに修正します。
2	2	II	4	(4)	事業期間終了後の措置	明け渡し時における施設の要求水準とは、要求水準書（運営・維持管理業務編）1章4節5 本業務期間終了時の明け渡し条件を守ったうえで明け渡しという解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	2	II	4	(5)イ (1)③	本施設の運営に関する業務	(イ)③本施設の見学者対応は、組合様の範囲ですが、見学に関する情報は事前にSPCにご連絡いただけますでしょうか。	SPCが実施する業務に必要な情報は提供します。 なお、見学者対応支援は事業者の業務範囲としています。
4	3	II	4	(6)ア	本施設の整備に係る対価	「支払いは、基本的に出来高に応じて支払うものとする。」とありますが、建設請負契約書（案）第34条では前金払及び中間前払金について規定されているので、前金払及び中間前払金を支出していただくと理解してよろしいでしょうか。	本事業においては、前払い金は想定していませんが、中間前払いは想定しています。
5	3	II	4	(7)	売電収入の取り扱い	余剰の電力については事業者が電気事業者に売電することとありますが、具体的な電気事業者についてご教示願います。	今後に選定します。事業者には、選定に際して協力いただくことを想定しています。
6	3	II	4	(8)	組合が適用を予定している交付金について	貴組合が適用をご予定している交付金は、環境省「循環型社会形成推進交付金」のみと考えてよろしいでしょうか	お見込みのとおりです。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問回答
7	4	IV	1	(1)ア	入札参加者の構成等	入札参加者の要件を満足していれば、1者での参加が可能と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	4	IV	1	(1)エ	入札参加者の構成等	「入札参加者の構成企業は全てSPCへ出資すること」となっておりますが、DBO事業においては一般的に低配当で事業提案するため、代表企業以外の構成員に運営事業期間中の経営参画意義を求めることは大変に困難であると考えられます。代表企業以外の構成員の全ての出資の見直しを御検討お願いします。 またはSPCへの出資を伴わない構成企業を協力企業とし、本事業に参画する事を認めていただけませんか。	全ての構成企業にSPCへの出資を求めます。ただし、最低出資額は設定しません。
9	4	IV	1	(1)エ	入札参加者の構成等	「入札参加者の構成企業はすべて出資することとし・・・」とありますが、建屋の設計・建設のみを実施する企業（代表企業を除く）については、SPCへの出資を行わないものとしてよろしいでしょうか。	N08を参照ください。
10	4	IV	1	(1)エ	入札参加者の構成等	SPCの本社所在地は、諏訪湖周クリーンセンター内とさせていただいてよろしいでしょうか。	協議事項とします。
11	4	IV	1	(1)エ	入札参加者の構成等	SPCの本店所在地は、施設稼動後に施設内に移動してよろしいでしょうか。	N010を参照ください。
12	4	IV	1	(1) (2)	入札参加者の構成等 入札参加者の要件	入札参加者の備えるべき参加資格要件をプラントメーカー1社で満たしている場合には、JVの結成は不要で、構成企業は代表企業1社にて参加が可能と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問回答
13	5	IV	1	(2)ウ	入札参加者の要件	構成企業の役割に応じた入札参加資格とは、各々具体的に何を指すのかご教示願います。	本組合の入札参加資格においては、設計企業及び建設企業は「建設コンサルタント等業務入札参加資格」または「建設工事入札参加資格」、運営企業は「物品・役務入札参加資格」、その他企業は役割に応じた入札参加資格とします。 岡谷市、諏訪市、下諏訪町の入札参加資格については、これらに相当する資格とします。
14	5	IV	1	(2)エ (イ) ②	入札参加者の要件	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正(平成14年12月1日施行)による新構造基準に適合した受注実績がある。」とありますが、具体的にどのような書類で証明したらよろしいでしょうか。	新構造基準制定前の受注案件の場合、契約書の写し及び新構造基準に適合していることを発注者(または発注者に代わる者)により証明された書類等であり、様式は問いません。それ以降の受注案件であれば、契約書の写し等を提示してください。
15	5	IV	1	(2)エ (イ)	入札参加者の要件	本文中「②～⑤の全ての要件に当てはまるストーカ炉の設計実績を2件以上有すること。」とありますが、分社化や新会社設立・会社組織の変更等があった場合、該当する実績とは、建設業許可における事業継承により有することとなった実績を含むとし、ただし、工事経歴書および経営事項審査結果により当該継承の事実が確認できるものに限ると理解してよろしいでしょうか。	分社化や新会社設立・会社組織の変更等があった場合については、事業継承している者の実績とします。確認方法については、様式7[2/5]に加えて、分社化等の内容を証明する資料の写しを確認することとします。
16	5	IV	1	(2)オ (エ)	入札参加者の要件	本文中「②～⑤の全ての要件に当てはまるストーカ炉の建設実績を2件以上有すること。」とありますが、分社化や新会社設立・会社組織の変更等があった場合、該当する実績とは、建設業許可における事業継承により有することとなった実績を含むとし、ただし、工事経歴書および経営事項審査結果により当該継承の事実が確認できるものに限ると理解してよろしいでしょうか。	N015を参照ください。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問回答
17	5	IV	1	(2)カ	入札参加者の要件	DBOなどの運営委託を、運転管理実績として申請する場合、当社が代表企業として出資しているSPCの契約も実績として認められると考えてよろしいでしょうか。	本事業における運営企業のように、運営業務を遂行する主体としての資格要件を満たす場合、SPCからの受託契約を認めます。
18	5	IV	1	(2)カ	入札参加者の要件	「運営企業は、次の要件を全て満たしていること。」とありますが、単独企業にて本項(ア)～(エ)の要件を全て満たす企業が運営企業として構成員となることが求められているものであり、運営・維持管理業務を運営企業を含む代表企業等の他の構成員（或いは、これら構成員による共同企業体）にて実施することを妨げることはないとの理解でよろしいでしょうか。	原則として、運営業務は運営企業が実施することを想定していますが、主たる運営業務以外に限り、SPCが直接的に他構成員、その他企業に委託することを認めます。
19	6	IV	1	(2)カ (ウ)	入札参加者の要件	運営企業が複数社になる場合、それぞれの運営企業が現場総括責任者を配置しなければならないのでしょうか。	現場総括責任者は1名の配置で構いません。
20	6	IV	1	(4)	参加資格の確認	「参加表明書の提出日」とありますが、これは参加要件を確認する基準日と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
21	7	IV	2	(5)	著作権	「本入札説明書等に基づき提出される書類の内容を無償で使用できるものとする。」とありますが、提出する書類には、事業者のノウハウに係る事項が多く含まれますので、公表に際しては、公表内容について事前に協議させていただけますようお願い致します。	公表することで競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある内容等については、情報公開条例に基づく不開示情報として扱います。ただし、不開示情報に該当するかの判断に際しては、必ずしも事業者との事前協議を行うとは限りません。
22	7	IV	2	(5)	著作権	組合様が入札参加者の提出する資料を公表する場合には、事前に入札参加者に連絡があるものと理解してよろしいでしょうか。	N021を参照ください。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問回答
23	7	IV	2	(6)	提出函書の取扱い	提出した書類は、貴組合が本事業以外の目的で使用することはなく、また目的の範囲内であっても提出者の承諾なくして第三者に対して使用させたり、内容を提示することがないことをご確認願います。	N021を参照ください。
24	7	IV	2	(8)	予定価格	本入札に関し、低入札調査基準価格制度は設定されているのでしょうか。	低入札価格調査制度は適用しません。
25	11	IV	2	(8)	予定価格	本入札において最低制限価格はありますでしょうか。また低入札価格調査については、適用されるのでしょうか。	最低制限価格は設定しません。また、低入札価格調査制度も適用しません。
26	9	IV	3	(4)エ (イ) ⑥	参加資格審査申請書類及び添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納税証明書は、直近決算年度の未納がないことが証明できるものであればよいと考えてよろしいでしょうか。</li> <li>・その際に、証明する書類は原本が必要なのでしょうか。</li> <li>・また、直近何か年度分また本事業の契約代理を支社等を予定している場合は、支社等の証明も必要でしょうか。</li> </ul>	納税証明書の提出は求めないこととします。
27	9	IV	3	(4)エ (イ) ⑥	参加資格審査申請書類及び添付書類	⑥納税証明書とありますが、未納証明書（その3の3「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額がない証明用）を提出すれば宜しいでしょうか。	N026を参照ください。
28	9	IV	3	(4)エ (イ) ⑦	参加資格審査申請書類及び添付書類	本書類は、様式7にお示しの範囲内であると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、納税証明書については提出を求めません。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問回答
29	11	IV	3	(8)イ	提案書の受付	様式13～様式34の正本について、表紙のグループ名には提案者番号を記載し、本文中は構成員名を記載しないものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、正本と副本の違いは、様式12における構成企業名の記載方法のみであり、様式13～様式34については同一とします。 また、「様式12については綴じずに1部提出すること」、「様式13～様式34についてはA4縦長左綴じ」と記載していますが、これらを修正し「様式12～様式34についてはA3横長左綴じ」として、正本1部副本20部を提出してください。
30	11	IV	3	(8)イ	提案書の受付	提案書は特に指定のない限り文字サイズ10.5ポイントにて作成することとありますが、図表等に用いる文字については、10.5ポイント未満としてもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、見やすさに配慮してください。 また、様式13～様式34についてはA4縦長左綴じと記載していますが、A3横長左綴じに修正します。
31	11	IV	3	(9)	開札	入札書開札時には、入札金額を会場にて公表されるのでしょうか。	公表しません。予定価格を超えていないことを確認するのみとします。
32	11	IV	3	(9)	開札	開札結果は即日公表されますでしょうか。	N031を参照ください。
33	15	VI	3	(1)	ごみ焼却施設	家庭系一般廃棄物、事業系一般廃棄物、災害廃棄物等とありますが、設計・建設要求水準書4頁にある計画ごみ質は、上記に記載した3種類の廃棄物を含んだ計画ごみ質として考えてよろしいでしょうか。	要求水準書（設計・建設編）のP4の計画ごみ質は家庭系一般廃棄物、事業系一般廃棄物により想定している計画ごみ質です。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問回答
34	16	VI	6	(2)	委託料	平成X年度の委託料算式について、①I <sub>y</sub> は何を示すのでしょうか。②物価指数平均の基準となる年度(I <sub>26</sub> を示すものと判断しますが)は、提案書提出の平成25年度と考えてよろしいでしょうか。③運営期間における物価変動は、全ての年度において提案時(H25年度)の指数との比較によって改定されるものと考えてよろしいでしょうか。④委託費の改定とは、委託費の各費用項目を改定し、提案時の各費用項目との差額を、提案時の委託費に加算(減算)する考えでよろしいでしょうか。	①注1に示すとおりであり、IX-1は、該当する物価指数の平成(X-1)年度平均が該当します。 ②お見込みのとおりです。なお、委託料算定式のI <sub>26</sub> はI <sub>25</sub> に修正します。 ③お見込みのとおりです。 ④お見込みのとおりです。なお、各委託料内訳毎に提案時との比較を行い、±1.5%以内の委託料内訳については改定しません。
35	16	VI	6	(2)	委託料	各年度の委託料の算式につき、注1にて「I <sub>y</sub> ：該当する物価指数の平成Y年度平均」とありますが、「I <sub>x</sub> ：該当する物価指数の平成X年度平均」の誤りでしょうか。また、注2にて(I <sub>x-1</sub> ÷I <sub>26</sub> )とは、(I <sub>x-1</sub> ÷I <sub>x</sub> )の誤りでしょうか。	N034を参照ください。
36	17	VI	6	(2)	表物価変動指数一覧(変更協議可能)	油脂類費及び薬品費の物価変動に用いる指標名称を以下のように読み替えて宜しいでしょうか。 油脂類費：「国内企業物価指数/化学製品/有機化学工業製品」 薬品費：「国内企業物価指数/化学製品/無機化学工業製品」	ご指摘のとおり修正します。
37	17	VI	6	(2)	入札価格算定に用いる搬入廃棄物量	運営期間は平成28年9月から平成48年8月末までのため、運営初年度の平成28年9月から翌年3月まで、運営最終年度平成48年4月から8月までの搬入廃棄物量をご教示願います。	N01を参照ください。



No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問回答
38	18	VI	6	(4)	保険	「SPCは第三者賠償保険等に参加することとする。なお組合は、本施設の所有者として、建築総合損害共済（社団法人全国市有物件災害共済会）加入する。」とあります。また、運営委託契約書(案)第27条には、「受託者は第三者賠償保険と普通火災保険に参加すること」とあります。同一施設への付保による市殿および事業者の両者での保険金請求は不可能と考えます。効果的な提案を行うために、事業者における普通火災保険の付保理由を御教示願います。	本組合が付保する建物総合損害共済で補填されない範囲及び求償対応として、普通火災保険の付保を求めています。
39	21	VIII	1	(4)	契約手続	契約締結から運営開始年度までの期間は年間委託料が発生しないため、契約保証金は不要と理解してよろしいでしょうか。	その間の契約保証金は、運営開始初年度（H28年度）の委託料の100分の10以上とします。
40	21	VIII	1	(4)	契約手続	運営委託契約の契約保証金は、各事業年度の開始日までに納付とありますが、3月31日までに納付するという理解でよろしいでしょうか。	契約締結時から平成29年3月31日までは、契約締結時に納付することとなりますが、平成29年度分については、平成29年3月31日までの納付となります。以降、お見込みのとおりです。
41	22	別紙1			事業スキーム図	構成企業の中のその他企業とは、具体的にどのような立場の企業を示すのでしょうか。	本業務を実施する上で、必要に応じて提案できる構成企業のことであり、運営支援企業、SPCマネジメント企業等を想定しています。

■要求水準書(設計・建設業務編)に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問回答
42	2	第1章	第2節	7		緑地に関する規定があればご教示下さい。	P131「2 外構工事」を参照ください。その他の事項について必要な場合は、組合に問い合わせください。
43	2	第1章	第2節	7(1)	地形、土質等	事業用地の地形・地質調査の結果、別紙2に示されるものとは異なる地形・地質条件等が確認された場合は、費用・工期も含めた設計変更が可能であると理解してよろしいでしょうか。 また、組合様の実施された造成工事の瑕疵により、建設費の増嵩や工期遅延により追加費用が発生した場合には、当該費用増については組合様の負担と理解してよろしいでしょうか。	前段については、別紙2は現在までの地形・地質調査結果を参考としてお示しするものです。組合実施の既存施設の解体や造成工事により地質条件が変更となる可能性があるため、留意してください。設計・施工にあたっては事業者において必要な追加調査等を実施してください。 後段については、協議によります。明らかに組合の設計や施工の瑕疵であることを事業者が示した場合は、組合の負担とします。
44	2	第1章	第2節	7(4)1)	工事費負担金について	受電引き込み工事に伴う工事費負担金は、事業者工事範囲外と考えればよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりです。P37 (17) 負担金を参照ください。
45	2	第1章	第2節	7(4)1)	受電取り合い位置	境界付近の第1柱は、別紙3 敷地周辺設備状況の赤丸(電柱(電気、電話))が該当するものと考えればよろしいでしょうか。	現段階においてはお見込みのとおりですが、協議により変更となる可能性もあります。
46	2	第1章	第2節	7(4)2)	上水取り合い位置	上水については、別紙3 敷地周辺設備状況の工場量水器以降が事業者工事範囲と考えればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
47	4	第1章	第3節	3(1)	搬入車両	車両台数の「延べ最大」の定義をご教示下さい。	「延べ」は削除します。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問回答
48	4	第1章	第3節	3(2)	搬出車両	<p>「25tトラック(車両総重量)」と記載されています。</p> <p>動線計画の検討にあたり、本車両の下記諸元をご提示願います。</p> <p>車両寸法 : 長さ mm、幅 mm</p> <p>車軸の位置 : 最前部より mm</p> <p>車軸の間隔 : mm</p> <p>最小回転半径 : mm</p> <p>また、25tトラックの用途をご教示下さい。</p>	<p>追加資料1の25t車緒元(参考)を参照ください。また、最小回転半径は12mとして計画してください。</p> <p>なお、25tトラック(セミトレーラー)は主灰、飛灰の搬出車両を想定しています。</p>
49	4	第1章	第3節	3(2)	搬出車両	<p>25tトラック(車両総重量)に関し、用途、車両寸法(幅、高さ、長さ)、積載台寸法(幅、高さ、長さ)積載容量をご教示願います。</p>	<p>N048を参照ください。</p>
50	5	第1章	第3節	3(3)	来場者	<p>市職員、施設見学者について想定されている人数をご教示願います。</p>	<p>P140(23)管理緒室にて設定している人数を参照ください。</p>
51	5	第1章	第3節	7	稼働時間・日数	<p>稼働日数は、300日/年以上とありますが、300日/年は施設稼働日として、各炉の稼働日数は任意の設定と考えてよろしいでしょうか。例えば、各炉の稼働日数は施設規模算定である、280日/年×0.96程度と考え、その他の期間は補修期間と考えます。</p>	<p>300日/年以上は、1炉あたりの基本性能を求めるものであり、実運転日数は事業者の提案に委ねますが、組合の計画処理量に合わせて計画してください。なお、施設規模は110t/24h(55t×2炉)から変更しないものとします。</p>
52	5	第1章	第3節	8(2)5)	有害ガス除去設備	<p>有害ガス除去設備の方式は【事業者提案】と記載され、一方、6頁に「事業者は、設計・建設業務の実施にあたり、環境影響評価書を遵守すること。」と記載されています。</p> <p>公害防止基準を満足することを前提に、有害ガス除去設備の方式は事業者にて提案するとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。ただし、必要に応じて設置することとしている設備を設置する場合は、要求水準書に記載している設備仕様を満足してください。</p>

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問回答
53	6	第1章	第3節	12	環境影響評価	環境影響評価書の貸与をお願いします。	現時点では準備書の縦覧中ですので、評価書は作成されていません。準備書は組合までお越し頂き、「貸出申込書」を提出いただければ貸与できます。貸与期間は3営業日までとします。 また、準備書は長野県のHPにも掲載されていますので、こちらをご覧頂くことも可能（ダウンロードも可能）です。 掲載先（長野県HP） <a href="http://www.pref.nagano.lg.jp/kankyo/kansei/hyoka/koshujyunbi/koshujyunbi.htm">http://www.pref.nagano.lg.jp/kankyo/kansei/hyoka/koshujyunbi/koshujyunbi.htm</a>
54	8	第1章	第4節	1(3)	振動・騒音関係	振動・騒音基準は敷地境界線での規制と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、騒音保証値については次のとおり緩和します。 午前6時～午後10時 65dB 午後10時～午前6時 60dB 詳細については環境影響評価準備書を確認ください。
55	15	第1章	第7節	1	試運転期間	全体工期が非常に短いことから、試運転期間を150日より短縮して実施することは可能でしょうか。	要求水準書のとおりとします。
56	15	第1章	第7節	3	試運転及び運転指導に係る費用	試運転期間中の費用について「ごみの搬入、焼却灰・飛灰処理物等の残渣の処分は本組合が負担する。」とありますが、試運転中も運営期間と同様に焼却灰・飛灰処理物等の運搬、処分も貴組合のご負担とし、事業者では車両への積み込みまでを実施するものとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
57	16	第1章	第8節	1(3)	予備性能試験	予備性能試験の試験日数と処理量をご教示下さい。	性能試験と同等とし、5日以上実施してください。処理量は、性能を確認できる範囲で協議とします。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問回答
58	17	第1章	第8節	1(8)1)	安定稼動試験	安定稼動試験の「本業務開始後」とありますが、施設引渡し後の運營業務開始後との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
59	21	第1章	第8節	2(2)表11	21 ダイオキシン類総排出量	記載の数値は一般的な飛灰中のダイオキシン含有量を考えると、達成困難な数値と考えております。要求水準書等に特に記載がありませんが、ダイオキシン分解装置等、特別な装置を追加する必要がありますでしょうか。	性能保証項目からは、「21 ダイオキシン類総排出量 5 $\mu$ g-TEQ/t-ごみ以下」は削除しますが、継続的にモニタリングが可能なものとしてください。
60	23	第1章	第8節 性能保証	2(2)表11	21 ダイオキシン類総排出量	21 ダイオキシン類総排出量は5 $\mu$ g-TEQ/t-ごみ以下となっていますが、本数値・項目は一般的に灰溶融付き施設に設けられる基準であり、今回の要求水準書で想定されている機器構成では、適合が困難であります。本項目については、性能保証外と考えてよろしいでしょうか。	N059を参照ください。
61	26	第1章	第10節	3	工事範囲	土壌汚染対策に関する記載がありませんが、土壌汚染対策法による対策は終了しているものと理解してよろしいでしょうか。	土壌汚染対策に関する調査は終了しており、現時点では、有害物質は含まれていないものと想定しています。
62	26	第1章	第10節	3	工事範囲	汚染土壌が確認された場合、処理・処分に係る工期・工事費については、別途協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	土壌の汚染調査結果により本事業に大きな影響がある場合は、協議とします。現時点では、有害物質は含まれていないものと想定しています。
63	34	第1章	第14節	5(1)	家屋等影響調査	ボブスレーコースと関連工作物を対象に事前・事後調査を行うものとありますが、調査の内容等についてご教示願います。	ボブスレーコース擁壁及びコースについて、傾き、ひずみ、ひび、割れ等の影響を調査することを目的とします。なお、詳細は公園管理者との間で協議を行うこととします。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問回答
64	34	第1章	第14節	5(1)	家屋等影響調査	本敷地境界南側に面した「ボブスレーコース」と関連工作物を対象に事前・事後調査を行うものとする。とありますが、現状想定されている調査内容についてご教示願います。 または、監督員と協議した内容が提案内容より、高度なものを要求された場合には、別途精算していただけのものと考えてよろしいでしょうか。	N063を参照ください。
65	34	第1章	第14節	5(1)	家屋等影響調査	費用見積りに必要となる調査内容をご教示願います。	N063を参照ください。
66	34	第1章	第14節	5(3)	地中障害物	地中障害物の存在が確認された場合はの費用負担については、造成工事時の撤去漏れ等の可能性もあることから、組合様との協議事項とさせていただけないでしょうか。	別途協議とします。
67	34	第1章	第14節	5(3)	地中障害物	組合殿から提示の無い地中障害物が発見された場合には、組合殿の費用で撤去処分されるものと考えます。事前に予測される地中障害物があれば、ご教示願います。	前段については、N066を参照ください。 後段については、現時点では特に想定していません。
68	34	第1章	第14節	5(3)	地中障害物	「地中障害物の存在が確認された場合は、監督員の承諾を受け事業者の負担において適切に処分すること。」とありますが、提示資料より判断することのできない地中障害物が確認された場合、処理・処分に係る工期・工事費については、別途協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	N066を参照ください。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問回答
69	34	第1章	第14節	5(3)	地中障害物	「地中障害物の存在が確認された場合は、監督員の承諾を受け事業者の負担において適切に処分すること。なお、解体予定の既存施設の基礎杭は、本施設の建設に支障となる最小限の箇所については、なるべく早い時期に事業者と本組合で協議の上、本組合実施の解体工事にて撤去を行う。」とありますが、貴組合にて撤去される既設解体工事関連の地中埋設物の他に新設工事の施工に障害となる地中障害物が万が一確認された場合は障害物の仕様及び数量等が確認出来ませんので、別途協議をしていただけたらとの理解でよろしいでしょうか。	N066を参照ください。
70	34	第1章	第14節	5(3)	地中障害物	「なお、解体予定の既存施設の基礎杭は、本施設の建設に支障となる最小限の箇所については、なるべく早い時期に事業者と本組合で協議の上、本組合実施の解体工事にて撤去を行う。」とありますが、貴組合にて撤去頂く「基礎杭」には、地下躯体も含まれるものとの解釈でよろしいでしょうか。	現清掃工場の地下室、ごみピット等の地下躯体は、本組合実施の解体工事にて撤去を行います。
71	34	第1章	第14節	5(4)	建設発生土の処分	「本工事では処分残土が発生しない計画とすること」とありますが、 ①処分残土が発生した場合には、受入場所の指定はあるのでしょうか。 ②事業者処分とした場合には、計画敷地内には汚染土壌は存在しないものと考えてよろしいでしょうか。 ③万一、工事時に汚染土壌が確認された場合の撤去処分対応等については、別途協議と考えてよろしいでしょうか。	①②については、要求水準書のとおり、処分残土が発生しない計画としてください。 ③については、お見込みのとおりです。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問回答
72	34 35	第1章	第14節	5(4)	建設発生土の処分	「本工事では処分残土が発生しない計画とすること」、また第3章の土木・建築工事の部分において、「残土は原則として場内処分とする」とありますが、貴組合殿で行われる造成工事の盛土について、本工事の建屋基礎・ピット等から発生する根切り土を相当量見込んで頂いていると考えて宜しいでしょうか。 また配置区画線以北の構内敷地部分に、掘削残土を盛土する考えとしてもよろしいでしょうか。	前段については、一定程度の量は見込んでおりますが、最終整備地盤高の調整も含め、事業者の提案に委ねています。 後段については、配置区画線以北の構内敷地部分に掘削残土を盛土することも可能ですが、最終整備地盤高と合わせてください。
73	35	第1章	第14節	5(9)3)	仮設物	事務机・長机・事務機器・什器類等、何人分を準備すればよろしいでしょうか。想定人数をお知らせ下さい。	10名程度を想定しています。
74	35	第1章	第14節	5(9)3)	仮設物	「生活雑排水については汲み取りを行い処理すること」とありますが、仮設浄化槽にて処理後雨水排水枘、あるいは付近に敷設されている下水道に接続することは可能でしょうか。	雨水排水枘に接続することは不可としますが、下水道が敷設された後は利用することも可とします。取り合い枘の設置位置については、事業予定地の東側市道、または西側県道に面した敷地で設置するものとして事業者と協議し、下水道料金については事業者負担とします。 なお、東側であれば、26年3月頃、西側であれば、26年9月頃に設置が可能と想定しています。
75	35	第1章	第14節	5(10)1)	施工方法及び建設公害対策	「汚水は・・・十分な濁水対策を行い排水すること」とありますが、排水先は東側既設排水管路としてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、濁水対策は十分に行うこととします。
76	36	第1章	第14節	5(10)5)	施工方法及び建設公害対策	「施設境界の排水は、全て工事用調整池に集水し、・・・」とありますが、敷地内に降った雨水は、直接に東側雨水排水取合枘に導いてよろしいでしょうか。	濁水となる雨水は適切な濁水対策処理をした上で、東側雨水排水取合枘に排水するものとします。



No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問回答
77	37	第1章	第14節	5(16)4)	説明用リーフレット	説明用リーフレットの作成頻度、必要部数をご教示願います。	作成頻度、必要部数については別途協議します。
78	37	第1章	第14節	5(17)	負担金	「電力受給、送電、電話等～事業者の負担とする。」とありますが、電力引込に関する工事負担金に関して電力会社に支払う費用を御教示ください。	現段階で提示可能なものはございません。施設の受電・発電の計画値によって負担金が変わりますので、事業者が中部電力諏訪営業所及び関係各署等へ事前相談した上で、これまでの経験を踏まえご提案頂くことを強く希望します。
79	37	第1章	第14節	5(17)	負担金	「・・・電力受給、送電、・・・にかかる手数料等を含むすべての負担金(構内道路配管敷設に必要な金額含む)、工事費等については事業者の負担とする。」とありますが、応募者の段階では電力会社殿と詳細な打合せが難しく、事業者にて正確な金額を算定するのが困難であるため、貴組合のご負担としていただくか、または資格審査適合者に対して具体的な工事負担金額を統一してご提示いただけないでしょうか。	N078を参照ください。
80	37	第1章	第14節	5(17)	負担金	電力需給、送電にかかる負担金、工事費等については事業者負担とのことですが、 ①電力の引込工事負担金は事業者での見積が困難であるため、条件を統一する為にも貴組合より概算金額をご回答頂きたくお願い申し上げます。若しくは事業者から電力会社に問い合わせすることも可能となる旨ご検討願います。 ②可能であれば、電力会社の営業窓口をご教示願います。	①については、N078を参照ください。 ②については、中部電力諏訪営業所営業二課にご相談ください。(本組合に直接お問い合わせいただければ中部電力担当者名をお伝えします。)
81	37	第1章	第14節	5(17)	負担金	参考までに既存の岡谷市清掃工場の契約電力をご教示願います。	現在は330kwとしてお考えください。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問回答
82	37	第1章	第14節	6	予備品及び消耗品	要求水準書（設計・建設業務編）に、「両者に該当しない薬品・調度品は、事業者が不足のないように定期的に補充すること。」と記載されています。竣工引渡後の薬品等の補充は、運営業務と考えてよろしいでしょうか。	「また、両者に該当しない薬品・調度品は、事業者が不足のないように定期的に補充すること。」を削除し、薬品・調度品の補充は運営業務において実施することとします。
83	41	第2章	第1節	6(7)	地震対策	P85に「外筒は工場棟と一体となった鉄骨造とし…」となっていますが、本項目の2)では、「外筒の設計においては、弾性域の範囲で振動解析（4波の25カイン程度）を行い、結果を設計に反映させること。」となっています。工場棟全体を振動解析が必要との解釈でよろしいでしょうか。	影響範囲を考慮し、振動解析を実施してください。
84	42	第2章	第1節	8	その他	「道路を横断する配管、ダクト類は道路面からの有効高さを4m(消防との協議)以上とする。」は架空設置の場合について適用されるものであり、埋設配管については適用されないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
85	43	第2章	第2節	1(2)	ごみ計量器	入口用・出口用を各1基以上とにご指定ですが、動線計画案を考慮して、入口・出口兼用で2基以上と考えてよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
86	44	第2章	第2節	1(4)11)	ごみ計量器	「収集（委託、直営）、許可車両等については搬出入者が運転席に乗ったままドライブスルーで手続きが可能な設備を設けること」とありますが、同要求水準書 P.4 「3 搬出入車両条件 3)」の事業系許可はドライブスルー、持込みは受付が必要との考えでよろしいでしょうか。  また、そうである場合、事業系許可と持込み乗用車のそれぞれの台数をご教示いただけませんか。	家庭系一般持込及び事業系持込の一部が受付と現金支払いの対象とご理解ください。なお、その他の事業系は全てドライブスルー形式を想定しています。持込の台数は以下のとおりです。 事業系許可 日平均40台 最大85台 事業系持込 日平均11台 最大32台 一般持込 日平均64台 最大203台

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問回答
87	46	第2章	第2節	5(5)2)	ごみピット	ごみピットは、仕切りのない1ピット方式と考えてよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
88	47	第2章	第2節	6(3)1)	直接搬入ごみ受入及び展開検査設備	寸法の指定がありますが、採用する形式に応じた寸法の機器を提案するものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。指定の投入容量を展開可能なスペースを確保してください。
89	47	第2章	第2節	6(4)8)	直接搬入ごみ受入及び展開検査設備	「専用の投入扉を設け、仕様はごみ投入扉に準じること。」となっていますが、検査装置の関係及び安全性などから、型式は事業者提案としてよろしいでしょうか。	要求水準書に定める機能と同等以上と判断される場合において、事業者の提案を認めます。
90	47	第2章	第2節	6(4)8)	直接搬入ごみ受入及び展開検査設備	搬入展開検査装置の形式により、適切な投入扉の形状が異なるため、投入扉の大きさだけでなく仕様についても事業者提案とさせて頂いてもよろしいでしょうか。	N089を参照ください。
91	47	第2章	第2節	6(4)9)	直接搬入ごみ受入及び展開検査設備	「投入口はプラットホームレベル以下」における投入口とは、ごみピットへの投入口との理解でよろしいでしょうか。	本項は削除し、事業者の提案に委ねます。
92	50	第2章	第2節	9(2)	放水銃装置	数量はピット全面をカバーすることを前提に、事業者提案とさせて頂いていただけないでしょうか。複数基設置する場合は、「ごみクレーン操作室、又は、ごみクレーン見学スペースの下部付近」以外にも設置可能との理解でよろしいでしょうか。	数量については、要求水準書のとおりとします。設置位置については、原則要求水準書のとおりとしますが、ピット内全域をカバーする上で死角等の障害がなく、設置位置として適切な場所であれば協議により変更も可とします。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問回答
93	50	第2章	第2節	9(4)4)	放水銃装置	「放水銃は、原則として、ごみクレーン操作室、又は、ごみクレーン見学スペースの下部付近に設置する。」とありますが、放水銃の設置場所は、メンテナンス性、操作性を考慮し、事業者提案によるものとしてよろしいでしょうか。	N092を参照ください。
94	50	第2章	第2節	10	切断機	能力算定にあたり、切断機の対象となるごみの年間処理量あるいは1日当たりの処理能力(t/日)をご教示願います。	処理量のデータはございません。切断機の処理能力は事業者の提案に委ねます。
95	50	第2章	第2節	10(4)6)	切断機	ごみピットの貯留容量を確保した上で、切断機で破碎したごみは直接、ごみピットへ投入してよろしいでしょうか。	ピット容量を十分に確保できる場合において、事業者の提案を認めます。
96	50	第2章	第2節	10(4)6)	切断機	プラットホームレベルより高い位置から投入することとありますが、ごみピット容量が指定容量を確保している前提であれば、プラットホームレベルからの投入でもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、ごみピット内でのクレーンによる攪拌が充分に行える位置に投入してください。
97	51	第2章	第2節	10(4)8)	切断機	「投入口はピットレベルより低い位置に設けること。」と記載されていますが、その意味をご教示下さい。	切断機への持ち上げ投入を避ける趣旨です。「切断機への投入位置はプラットホームレベルより低い位置に設けること。」とご理解ください。
98	51	第2章	第2節	10(4)8)	切断機	投入口はピットレベルより低い位置に設けることとありますが、ごみピット容量算定レベルより高い位置であればよろしいでしょうか。	N097を参照ください。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問回答
99	52	第2章	第3節	1(5)9)	ごみ投入 ホッパ	「鹿・猪等の大型動物の投入に支障のない設備とすること。」とありますが、大型動物の定義について、ご教示願います。	大型動物の定義は、大人が片手で持ち上げられない程度の大きさ、重さ（例えば「秋田犬」）の動物を想定しています。動物の種類は犬、猫、猪、鹿、鳥、ハクビシン、狸、狐、ツキノワグマ等を想定しています。また、最大寸法は猪の体長150cm体重150キロ、次にツキノワグマの体長120cm体重100キロ程度を見込んでいます。 なお、大型動物のみの処理数は記録がありませんが小形動物も含めた処理数は平成23年度は393件ありました。よって、年間400件程度の動物が処理可能な計画としてください。
100	52	第2章	第3節	1(5)9)	ごみ投入 ホッパ	「鹿・猪等の大型動物・・・」との記載がありますが、想定される大型動物の最大寸法と年間計画処理量をご教示下さい。	N099を参照ください。
101	53	第2章	第3節	3(2)5)	燃焼装置	「炉出口温度は常時確実に制御できること。」とありますが、発電付き焼却炉の場合蒸発量一定制御で運転制御されるため、炉出口温度を850℃以上に維持できる施設にすることと理解してよろしいでしょうか。	要求水準書と同等以上において事業者の提案に委ねます。
102	55	第2章	第3節	5(4)4)	焼却炉本体	「ごみと接触する壁面に炭化珪素質レンガを用いる場合は、横積（半枚）施工しないこと。」と記載されています。ボイラ水管壁による水冷壁構造を採用する場合には、メーカー仕様によるものとさせていただいてよろしいでしょうか。	要求水準書と同等以上において事業者の提案に委ねます。
103	58	第2章	第4節		燃焼ガス冷却設備	「ボイラー及び水噴射ガス冷却設備と併用すること」と記載されています。ここで、水噴射ガス冷却設備は誤記でしょうか。	水噴射ガス冷却設備をエコノマイザに修正します。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問回答
104	58	第2章	第4節	1(3)8 ④	ボイラー	加熱器の材質は、排ガスと蒸気の温度やガス性状により、すべてをSUS310Sとすることは、経済的に優れていません。30年間の事業を鑑みて、低温部の材質については、事業者提案としてよろしいでしょうか。	要求水準書と同等以上において事業者の提案に委ねます。
105	58	第2章	第4節	1(3)	ボイラー	所定の発電効率（14%以上）を確保できる場合、ボイラの蒸気条件（常用圧力、蒸気温度）は事業者提案とさせていただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
106	59	第2章	第4節	1(4)5)	ボイラー	「5) ボイラーより排出されるダストは焼却灰とする。」とされている一方、ボイラー下部ホップシュートの項目では、「ボイラーより落下するダストを速やかに排出するものとし、飛灰処理の対象とする。」とされています。どちらを正とすればよろしいでしょうか。	ボイラー、エコノマイザ及び減温塔より発生するダストは飛灰としての処理を前提としてください。したがって、P58「1 ボイラー」に記載の「ボイラーより排出されるダストは焼却灰とする。」を「ボイラーより排出されるダストは飛灰とする。」と修正します。 また、P62「6 エコノマイザ」に記載の「エコノマイザより排出されるダストは焼却灰とする。」を「エコノマイザより排出されるダストは飛灰とする。」と修正します。 さらに、P73「1 減温塔」に記載の「減温塔より排出されるダストは飛灰とする。」と修正します。
107	59	第2章	第4節	1(4)10)	ボイラー	最大蒸発量の1/3 以上とのドラム容量の指定は、非常時の空焚き防止の理由と考えますが、ドラムが直接排ガスに触れない構造の場合、安全停止に必要な容量を事業者提案とさせていただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問回答
108	59	第2章	第4節	1(4)5) 2	ボイラー  ボイラー下部ホッパシュート	「ボイラーより排出されるダストは焼却灰とする。」と記載されています。一方、2 ボイラー下部ホッパシュートには、「ボイラーより落下するダストを速やかに排出するものとし、飛灰処理の対象とする。」と記載されています。廃掃法では、ボイラー、エコノマイザおよび減温塔のダストは飛灰として扱うと一般に解釈されています。これらのダストは、焼却灰と飛灰のいずれに該当するかご教示下さい。	N0106を参照ください。
109	59	第2章	第4節	2	ボイラー下部ホッパシュート	「ボイラーより落下するダストを速やかに排出するものとし、飛灰処理の対象とする。」とありますが、P. 62に記載のボイラより後段に設置されるエコノマイザでは、エコノマイザより排出されるダストは焼却灰とする。と記載されています。焼却灰と飛灰の区分について、考え方をご教示願います。	N0106を参照ください。
110	61	第2章	第4節	3(4)6)	スートブローア	アキュームレータの設置については、蒸気変動を考慮して事業者提案とさせていただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
111	61	第2章	第4節	5(2)	ボイラー給水ポンプ	予備機を共通1基とすることは可能でしょうか。	要求水準書のとおりとします。
112	64	第2章	第4節	9	薬液注入装置	清缶剤、脱酸剤および復水処理剤の機能を共有した1液タイプの薬液をご提案させていただいてよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
113	64	第2章	第4節	9(1)4)	薬液注入装置	2槽式となっておりますが、荷おろしの便宜を配慮した位置に置き、容易に補給可能であり、指定貯留容量を満たしていることが前提であれば、1槽式も提案可能でしょうか。	要求水準書のとおりとします。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問回答
114	68 69	第2章	第4節	13 15	復水タンク 純水タンク	復水タンクの材質はSUS304、純水タンクの材質はSUS444と記載されています。これらの材質は、水質に適した材質をご提案させて頂いてよろしいでしょうか。	要求水準書に定める機能と同等以上と判断される場合においては、協議により変更も可とします。
115	69	第2章	第4節	15(3)	純水タンク	容量（最大蒸発量の40%以上）は” ボイラー1缶当たりの時間最大蒸発量の40%” との理解でよろしいでしょうか。	2缶分とご理解ください。ただし、要求水準書に定める機能と同等以上と判断される場合においては、協議により変更も可とします。
116	70	第2章	第4節	17	純水装置送水ポンプ	本ポンプは、高架水槽からの供給または、他のポンプからの送水が行えれば、必要に応じて設置と考えてよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
117	70	第2章	第4節	18	廃液処理装置	本装置は、他の排水処理装置で廃液を中和処理でき且つ、容量を満たしていれば、必要に応じて設置するものと考えてよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
118	70	第2章	第4節	18	廃液処理装置	「pH調整した後、原則として「排水処理設備の汚水貯留槽」へ送水するものである。」と記載されています。ここで、汚水貯留槽とは、97頁のごみ汚水の汚水貯留槽を示し、プラント排水処理設備を示していないのでしょうか。また、純水廃液の水質に問題がなければ、再利用水として使用してよろしいでしょうか。	前段については、プラント排水処理設備の汚水受槽を示します。  後段については、要求水準書に定める機能と同等以上と判断される場合においては、協議により変更も可とします。
119	73	第2章	第5節	1(7)6)	減温塔	逆洗式ストレーナの設置要否については、噴霧水水質に応じた事業者提案とさせていただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。



No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問回答
120	73	第2章	第5節	1(7)9)	減温塔	「減温塔より排出されるダストは焼却灰とし、性状確認により飛灰としての処理も可能とすること。」とありますが、排ガス処理設備からのダストとして飛灰処理を行うことが適当と考えられます。焼却灰ではなく、飛灰処理を前提として計画してよろしいでしょうか。	N0106を参照ください。
121	74	第2章	第5節	2(5)3)	ろ過式集じん器	「炉の起動時、停止時(メンテナンス時)を含め、常時集じん可能なこと。」とありますが、炉メンテナンス時の低温空気をろ過式集じん器に通気させると、ろ布に残っている消石灰反応生成物が吸湿潮解し、ろ布の目詰まりを起こすことが懸念されます。メンテナンス時の炉内の負圧保持とろ過式集じん器のろ布の保護を両方満足する方法として、炉のメンテナンス時の吸気は環境集じん器で除じんしてもよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
122	74	第2章	第5節	2(5)3)	ろ過式集じん器	「停止時(メンテナンス時)を含め、常時集じん可能」とありますが、吸湿によるろ布目詰まりのリスクがあるため、停止時(メンテナンス時)は環境集じん器を運転することで対応とさせていただくことは可能でしょうか。	N0121を参照ください。
123	74	第2章	第5節	2(5)11)	ろ過式集じん器	ダスト払い落とし用の空気圧縮機は、他用途の空気圧縮機と兼用してもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
124	75	第2章	第5節	3(7)	HCl、SO <sub>x</sub> 除去設備	薬劑定量供給機の材質がステンレスと記載されています。材質は、事業者の提案とさせていただいてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問回答
125	76	第2章	第5節	5 5-1 (3) 4)	無触媒脱硝設備	出口とは煙突出口と理解すればよろしいでしょうか。もし、無触媒脱硝酸設備出口（すなわち炉出口）の場合、無触媒脱硝酸設備にはダイオキシン類除去の機能はないことから、本記載は不適と考えます。	P76 5-1無触媒脱硝設備の4) ダイオキシン類濃度の記載を削除します。
126	77	第2章	第5節	5 5-1 (4)	無触媒脱硝設備	6)～12)についてはアンモニアを採用した場合に適用される事項であり、尿素を採用した場合は適用されないものと理解してよろしいでしょうか。	尿素を採用した場合にも同等の機能を求めます。
127	81	第2章	第6節	5(3)2)	風道	SS-400 6t以上となっていますが、口径などを考慮して、最低3.2t以上を使用することによろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
128	81	第2章	第6節	5(3)2)	風道	主要部材質について6t以上と記載がありますが、風道は腐食の懸念がないため、事業者の提案とさせて頂いてもよろしいでしょうか。	N0127を参照ください。
129	81	第2章	第6節	5(3)2)	風道	板厚については、運営含めたライフサイクルコスト最適化の観点で事業者提案とさせていただけないでしょうか。	N0127を参照ください。
130	82	第2章	第6節	6(3)2)	排ガスダクト及び煙道	6t以上となっていますが、口径などを考慮して、最低4.5t以上を使用することによろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
131	82	第2章	第6節	6(3)2)	排ガスダクト及び煙道	板厚については、運営含めたライフサイクルコスト最適化の観点で事業者提案とさせていただけないでしょうか。	N0130を参照ください。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問回答
132	84	第2章	第6節	8(4)	煙突	「煙突の設置位置は、監督員の指示に従うこと」とありますが、別紙1の参考平面計画図に示す煙突の位置、配置区域線以南の本工事敷地の西側を煙突の設置位置と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
133	85	第2章	第6節	8(4)10)	煙突	「外筒は工場と一体となった鉄骨造(ALCやPC板囲い)とし」とありますが、施設全体の意匠性に配慮し、かつ、軽量化が図れ地震対策に有利となる、同等以上の耐久性・耐候性を有する外壁仕様の提案は可能でしょうか。	要求水準書に定める機能と同等以上と判断される場合においては、協議により変更も可としますので提案願います。
134	86	第2章	第7節	1(4)2)	焼却灰冷却装置	「押出機出口で十分な水切効果を確保できるものとする。」と記載されています。最終処分への運搬に必要な水分率をご教示下さい。	関連法令等に従いますが、運搬、処分時に飛散等が発生しない程度の水分率としてください。
135	87	第2章	第7節	4	灰分散装置	本装置は、クレーン等による堆積防止を行うことにより、設置については事業者の提案としてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
136	89	第2章	第7節	7(4)5)	灰クレーン	積載時間15分以内の対象となる車両は、p.4記載の搬出車両のうち10tトラック(最大積載荷重)と解積してもよろしいでしょうか。	25tトラック(車両総重量)です。
137	90	第2章	第7節	7(5)10)	灰クレーン	クレーン操作室窓は配置上容易に清掃可能な場合、洗浄方式は自動以外を提案させていただくことは可能でしょうか。	要求水準書のとおりとします。
138	90	第2章	第7節	7(5)14)	灰クレーン	中央制御室からの全自動は、安全性の観点から設けないものとさせていただいてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問回答
139	91	第2章	第7節	8(1)3) ③	飛灰処理設備	操作方式に「灰計量装置付」と記載されています。飛灰移送装置に灰計量装置を設けるのでしょうか。	貴提案のプロセスの中で計量が可能なものとしてください。
140	92	第2章	第7節	8(7)8)	飛灰処理設備	原則として1日分の発生量を5時間で処理できる能力を有することとなっていますが、本装置の運転時間については、事業者提案としてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
141	92	第2章	第7節	9(2)	飛灰処理物貯留バンカ	2基（内部二分割式）とは、左右分割したものそれぞれを1基とカウントするものと理解すればよろしいでしょうか。（外観上は1基）	左右分割したものを併せて1基です。2基で25t 車（車両総重量）4台分の搬出に必要な容量を確保するように計画してください。
142	92	第2章	第7節	9(3)1)	飛灰処理物貯留バンカ	二分割の片側で25t車（車両総重量）での搬出に適正な容量とする。とありますが、25t車の車体重量について、ご教示願います。	N048を参照ください。
143	95	第2章	第8節	2(1)	水槽類仕様	表19の水槽類リスト項目について、用途に応じて兼用とすることは可能でしょうか。	事業者の提案に委ねます。
144	95	第2章	第8節	2(2)	水槽類仕様	平均使用水量の30時間分以上を確保することとありますが、再利用水槽については、上水からの補給水量に対して30時間分以上確保の理解でもよろしいでしょうか。	それぞれの用途に応じた適切な容量を確保することを前提に、事業者の提案に委ねます。
145	95	第2章	第8節	2(2)2)	水槽類仕様	その容量は、平均使用水量の30時間分以上となっていますが、30分以上と読み替えてよろしいでしょうか。	N0144を参照ください。
146	95	第2章	第8節	2(2)2)	水槽類仕様	「その容量は、平均使用水量の30時間分以上を確保すること。」と記載されています。各水槽の有効容量は、必要に応じた事業者の提案と考えてよろしいでしょうか。	N0144を参照ください。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問回答
147	97	第2章	第9節	1(3)	ごみピット 汚水	本装置については、汚水の供給、噴霧等に問題が無い場合には、必要に応じて設置することによろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
148	97	第2章	第9節	1(3)～ (6)	ごみピット 汚水	ごみピット循環処理を採用する場合は、本機器は不要との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
149	98	第2章	第9節	3	プラント排 水処理設備	プラント排水処理設備は、水質基準を遵守した上で、適切な処理プロセスをご提案させていただいてよろしいでしょうか。	要求水準書に定める機能と同等以上と判断される場合においては、協議により変更も可とします。
150	98	第2章	第9節	3(1)2)	プラント排 水処理設備	「有機系プラント排水（プラットホーム床洗浄水、洗車排水）は、適切に処理後、他の無機系プラント排水と合併処理」とありますが、再利用先での要求水質を考え、処理方式については事業者提案とさせていただけないでしょうか。	要求水準書に定める機能と同等以上と判断される場合においては、協議により変更も可とします。
151	102	第2章	第10節	1(1)1)	電気設備	「ごみ焼却施設で受電」とありますが、配電が必要な他施設がありますでしょうか。	特に想定していません。
152	102	第2章	第10節	1(1)4)	電気設備	契約容量は、実際に運営計画に即した運営事業者の提案とさせていただいてよろしいでしょうか。	要求水準書に定める機能を確保する上で提案願います。
153	109	第2章	第11節	1(5)	計装設備	映写は研修室のみで組合事務室はモニタ監視として宜しいでしょうか。（オペレータ用コンソール画面とITV映像）	要求水準書のとおりとします。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問回答
154	115	第2章	第12節	1	タービン発電設備	「逆送電は2,000kW未満に制御すること。」とあり、タービンの定格出力は事業者提案となっておりますが、本事業における高圧受電についての制約等について中部電力との合意は得られていると考えてよろしいでしょうか。 また、ご回答内容によっては、P.58 ボイラーの常用圧力、蒸気温度などの条件を事業者提案としてよろしいでしょうか。	前段については、後日回答します。 後段については、N0105を参照ください。
155	121	第2章	第13節	2(4)5)	計装用空気圧縮機	除湿器は吸湿剤吸着式(全自動電熱再生式)となっておりますが、実績豊富な冷凍式ドライヤとしてもよろしいでしょうか。	要求水準と同等の能力を確保する限りにおいて、事業者の提案に委ねます。
156	124	第2章	第13節	6(1)4) ②	薬液噴霧設備	「② 固定式及び可搬式の二通りとする。」とありますが、どちらか一方を事業者にて選択するとの理解でよろしいでしょうか。	固定式及び可搬式をそれぞれ設ける、とご理解ください。
157	124	第2章	第13節	8	場内作業用車両	積込等に必要な重機は、本事業の設計・建設業務にて整備することとありますが、運営・維持管理業務編15頁の第4章 第7節(3)に同様の記載があります。どちらの範囲で整備するのでしょうか。	設計・建設業務で整備するものとします。なお、運営・維持管理業務編P15の第4章 第7節(3)との兼用を可能とします。
158	124	第2章	第13節	8	場内作業用車両	重機による除雪作業は事業者、貴組合、どちらで行うと考えればよろしいでしょうか。	事業者の業務範囲とします。運営・維持管理業務編P26の第9章第2節(3)を参照ください。
159	125	第2章	第13節	9(2)	説明用映写設備	説明用映写設備とは、113頁の表24に記載の100インチ 大型プロジェクタは研修室モニタと同一と捉えてよろしいでしょうか。	兼用することも可とします。
160	126	第2章	第13節	9(6)	外部電光表示設備	外部電光表示設備の仕様は、液晶以外のディスプレイ方式も選択肢としてよろしいでしょうか。	要求水準書と同等以上と認められる限りにおいて、事業者の提案を認めます。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問回答
161	127	第3章	第1節	1(2)2)	仮設事務所	監督員の人数をご教示願います。また、必要什器についてもご教示願います。	P35 5 (9) 2) 3) を参照してください。また、人数についてはN073を参照ください。
162	131	第3章	第3節	1(2)	造成工事	「平成26年9月(予定)に事業者へ引渡し」と記載されています。事業者への引渡し日は、平成26年9月1日と考えてよろしいでしょうか。	現段階では平成26年9月上旬の引渡しを予定しています。
163	131	第3章	第3節	1(2)	造成工事	「敷地は平らな状態で平成26年9月(予定)に事業者へ引渡しを行うため、その後必要な造成工事を事業者にて実施すること。」とありますが、貴組合の実施する造成工事は平成26年8月31日までに完了し、本工事の現地着工は平成26年9月1日から可能として、本工事工程を計画してよろしいでしょうか。	N0162を参照ください。
164	131	第3章	第3節	1(2)	造成工事	5月8日の現地説明において、造成レベルは現状地盤から約-2.0m程度との説明がありましたが、造成レベル=計画地盤レベル(FH=990.90:別紙9 造成計画図)と考えてよろしいでしょうか。	FH=990.90は想定計画地盤高です。造成後の引渡し時における地盤高はこれより概ね35cm程度低くなることを想定しております。仕上げ造成においてピット及び地下室等の掘削土を利用したレベル調整が必要となるため、最終的な地盤高は事業者の提案に委ねます。 新たに造成完了後の引渡し時における造成計画図を組合HPに掲載しておりますので、ご参照ください。 組合HP掲載別紙9-1 造成計画図(引渡造成図)をご参照ください。 掲載先 <a href="http://www.kosyu.or.jp/nyusatsu.html">http://www.kosyu.or.jp/nyusatsu.html</a>

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問回答
165	131	第3章	第3節	1(2)	造成工事	<p>「また、本施設用地外は本組合が緑化工事を行うので、あらかじめその便宜に配慮すること。」とありますが、</p> <p>①「本施設用地」を具体的にご教示願います。</p> <p>②貴組合で実施される緑化工事の施工範囲をご教示願います。</p> <p>③貴組合で実施される緑化工事の施工時期をご教示願います。</p>	<p>①について 組合HP掲載別紙9-1 造成計画図（引渡造成図）における「建設物設置可能用地」です。</p> <p>②について 組合HP掲載別紙9-1 造成計画図（引渡造成図）における「建設物設置可能用地」以外の用地です。</p> <p>③について 造成工事期間において行う予定です。 なお、①②③において、別紙9-1 造成計画図（引渡造成図）における「配置区域線」より北側に駐車場等設置を予定とする場合は組合との協議とします。</p>
166	131	第3章	第3節	1(2)	造成工事	<p>組合様が実施する緑化工事の時期、内容につきご教示願います。</p>	<p>N0165を参照ください。</p>
167	133	第3章	第3節	2(8)1)	動物慰霊碑	<p>「1)既存の動物慰霊碑を移設すること。」とありますが、既存の動物慰霊碑は貴組合が実施する造成工事で撤去、保管していただき、本工事では、その保管場所から現場まで移設するということがよろしいでしょうか。</p>	<p>前段について、組合で保管するのは「慰霊碑」の（本体）です。移設にあわせて新設の慰霊碑台座、献花台、線香台の設置をしてください。周辺植栽および歩道整備は事業者側にてご提案ください。 なお、慰霊碑のサイズは下記のとおりです。 （本体）高さ100cm×幅110cm×奥行60cm 参考までに、既存の慰霊碑のサイズは下記のとおりです。 （台座）高さ30cm×幅160cm×奥行90cm （慰霊碑敷地全体）幅200cm×奥行300cm</p> <p>後段について、移設場所は事業者の提案に委ねますが、安全のために車両動線からはずした場所としてください。</p>
168	133	第3章	第3節	2(8)1)	動物慰霊碑	<p>既存の動物慰霊碑のサイズ、配置場所等についてご教示願います。 また、移設場所について留意事項がございましたらご教示願います。</p>	<p>N0167を参照ください。</p>



No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問回答
169	133	第3章	第3節	2(8)1)	動物慰霊碑	1)既存の動物慰霊碑を移設することとありますが、移設先は提案によるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
170	134	第3章	第4節	1(1)9)	設計方針	9)別途制定を予定している岡谷市景観条例に準拠するとありますが、「岡谷市景観京成基本計画」を参照すればよろしいでしょうか。	内容については、組合または岡谷市都市計画課に問い合わせください。
171	140	第3章	第4節	2(22)5)	除じん室	「炉室等の要所に、エアシャワーを設けるための除じん室を設けること。」との記載があります。 質問①：除じん室とは、P143,表26内でのクリーンルームと同義と考えてよろしいでしょうか。 質問②：除じん室と前室を兼用してよろしいでしょうか。	質問①については、お見込みのとおりです。 質問②については、管理区分及び機能を考慮した上で、要求水準と同等と判断される場合において、事業者の提案に委ねます。
172	140	第3章	第4節	2(22)7)①	ペット等供養設備	「ペット等供養設備」と有りますが、祭壇と安置室（冷凍庫）を設けた小動物の受入室を設けるとの理解で宜しいでしょうか。 その場合、想定されている冷凍庫の大きさ（小形犬何頭程度等）をご教示願います。	前段については、「ペット等供養設備」として、祭壇と安置室（冷蔵設備）を設けた小動物の受入室と、別室でピット投入室を設置してください。なお、本項の「（冷蔵庫）」を「（冷蔵設備）」と修正します。 後段については、冷蔵設備の大きさは縦40cm×横40cm×奥行100cmのダンボールが2箱以上保管できる容量を確保してください。
173	140	第3章	第4節	2(22)7)①	ペット供養設備について	ペット等供養設備における受け入れ量、サイズ等についてご教示願います。 対象が小動物等であることから、P.53 ごみ投入ホップに記載されている、鹿・猪等の大型動物の投入については、本供養設備への受け入れではなくごみピットに投入されるものとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、縦40cm×横40cm×奥行100cmのダンボールにて搬入されます。大型動物もあわせた受け入れ量はN099を参照してください。 後段については、お見込みのとおりです。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問回答
174	141	第3章	第4節	2(23)1) ①	組合管理事務室	①組合管理事務室の部分に「事務をする際に必要な設備」が括弧内に記載されていますが、見積もりを行うに当たって、仕様・台数をご教示願います。	協議によります。
175	142	第3章	第4節	2(23)4)	車庫	「長辺25m×短辺10m×高さ7m程度とする」とありますが、高さ7mを有効高さと考えた場合、車両の制限高さから考えても「高さ7m」は高すぎるように思われます。どの部分での高さを示しているのかを御教示ください。	高さはシャッターの間口の高さを示します。ユニックを利用した荷降ろしに十分な高さを確保するためです。
176	142	第3章	第4節	2(23)4)	車庫	本車庫の用途（収納車両等）をご教示願います。P.131 2 外構工事に記載されている駐車場とは別に設置されるものでしょうか。	車庫の用途は除雪用ホイールローダ1台（SPC用）または2台（SPC、岡谷市用）、4トントラック1台（岡谷市用）の収納、及びその他薬剤等（SPC、岡谷市用）の一時保管場所として利用を計画しています。外構工事に記載されている駐車場とは別に設置するものです。
177	145	第3章	第4節	3(2)8)	構造計算	「全ての施設の保有耐力の計算を行い…」と有りますが、応急対策活動や災害廃棄物の受入に必要な工場棟、管理棟のみを対象として頂き、車庫、洗車場等々の附属棟は対象から外して頂けないでしょうか。	協議によります。
178	147	第3章	第4節	3(5)5) ⑫	建具	「鋼製ドアはメラミン焼付塗装とする」とありますが、同等の性能を有すれば現場塗装を認めていただけるでしょうか。	要求水準書のとおりとします。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問回答
179	148	第3章	第4節	4 表27	外部仕上表	外部仕上表(工場棟) 外壁において、「ALC版・PC板」、管理棟「鉄筋コンクリート、タイル貼」の記載がありますが、施設全体の意匠性に配慮し、かつ、同等以上の耐久性・耐候性を有する外壁材仕様の採用は可能でしょうか。	事業者の提案に委ねます。
180	155	第3章	第5節	3(1)1) ③	再利用水	再利用水にて、高効率ごみ発電施設以外の他施設での利用とは、別棟の場合の管理棟を指すのでしょうか。	お見込みのとおりです。
181	156	第3章	第5節	4	ガス設備工事	「瞬間湯沸し器用、分析室用としてプロパンガスを供給するものとし、必要な配管設備及びポンペ置場を設けること。」とありますが、電気式での対応も可能として宜しいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
182	156	第3章	第5節	5	エレベーター設備工事	「来場者用は、車椅子利用者及び必要な箇所においてストレッチャーの利用を可能とする。」とありますが、乗用エレベーターは寝台用エレベーターと理解すればよろしいでしょうか。	要求水準書に記載の通りです。来場者用のエレベーターのうち、必要となる箇所において、車椅子及びストレッチャーの利用ができるエレベーターの仕様とする、とご理解ください。
183	159	第3章	第6節	4(3)	環境情報発信装置	環境時報発信装置とは、126頁に記載の外部電光表示設備と同一と捉えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
184	159	第3章	第6節	5(1)	見学用モニター設備	説明用映像装置とは、125頁に記載の説明用映写設備と同一と捉えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
185	別紙 9				造成基本設計平面図	配置区域線北側を工事用仮設事務所、通勤車両用駐車場として借用する事は可能でしょうか。	工事期間中においては、工事用仮設事務所及び通勤車両用駐車場としての利用を認めます。 運営期間中においては、駐車場としての利用を認めますが、詳細設計において組合との協議を要します。

■要求水準書(運営・維持管理業務編)に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問回答
186	5	第1章	第3節	12	災害発生時の協力	「処理に係る費用については、変動費にて支払うものとする。」とありますが、計画搬入廃棄物量の範囲と考えてよろしいでしょうか。計画搬入廃棄物量の範囲を超える場合は、別途協議とさせていただきませんかでしょうか。	前段については、計画搬入廃棄物量を超えて搬入することも想定されます。 後段については、施設規模を定常的に超過して処理する場合は、搬入計画について協議します。
187	5	第1章	第3節	12	災害発生時の協力	「震災その他不測の事態により、…。なお、処理に係る費用については、変動費にて支払うものとする。」とありますが、災害時に発生する廃棄物は、通常搬入される廃棄物と大きく性状が異なることが予測されるため、かかる費用については、組合殿と事業者の協議にて決定するとさせていただきませんか。また、当該処理のため追加となる人件費等も、同様、別途協議とさせていただきませんか。	前段については、計画ごみ質と著しく乖離する場合であって、これを事業者が合理的に示した場合に限り、協議に応じます。  後段については、内容により協議に応じます。
188	5	第1章	第3節	12	災害発生時の協力	「処理に係る費用については、変動費にて支払うものとする。」とありますが、計画ごみ質と相違ある場合については適用変動費は協議をお願いします。	N0187を参照してください。
189	5	第1章	第3節	13	本組合他施設との調整	処理に係る費用は変動費にて支払うとありますが、今回提案の変動費内訳にない費用（例えば受入時間外の対応残業代等）が発生した場合には、貴組合と協議の上、清算して頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	協議によります。
190	6	第1章	第3節	17	ISO14001 環境マネジメントシステムの準拠	S P CのISO取得を義務付けるものではなく、運営企業が取得しているISOのシステムに準拠して運用を行うとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
191	7	第1章	第4節	1(5)	本業務に関する図書	貴組合の指示するものとして、具体的にお考えのものがあればご提示をお願いします。	現段階で想定はしておりませんが、運営するにあたり当然必要と判断され得る図書と考えています。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問回答
192	7	第1章	第4節	4	契約金額の変更	貴組合のご指示により、要求水準書を満足しているものを変更した場合には、協議により増額等の手続きを行うようお願いいたします。	協議によります。
193	7	第1章	第4節	5(1)1)	本施設の性能に関する条件	「事業期間終了後も10年間にわたり継続して実施することに支障のない状態」とありますが、補修等の必要な管理は実施される前提との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
194	9	第1章	第4節	5(3)1)	その他	ごみピット、水槽等に残留する廃棄物・排水等は全て処理することとの記載ですが、平成48年8月31日まで運営運転している状態では困難なため、運転に支障ない範囲で残量が少ない状態で引き渡すと解釈してよろしいでしょうか。	原則として要求水準書のとおりとしますが、詳細については明け渡し時の協議によります。
195	9	第1章	第4節	5(3)1)	その他	「1) ごみピット、水槽等に残留する廃棄物・排水等は処理すること。」とありますが、本施設の明渡し準備作業（ごみピット、水槽等に残留する廃棄物・排水等の処理）の開始から明渡し完了までの期間は、廃棄物の搬入はないものと理解してよろしいでしょうか。	施設は原則として継続的に運転するものとしますが、詳細については明け渡し時の協議によります。
196	9	第1章	第4節	5(3)1)	その他	残留物の処理は、事業期間終了日までに処理することとよろしいでしょうか。 また、詳細については協議により決定されるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
197	9	第1章	第4節	5(3)2)	その他	本業務期間終了時における明け渡しの詳細条件は、本組合と事業者の協議により決定するものとし、協議は本業務期間終了の3年前を目処に開始する。とあります。一方、運営委託契約書（案）『業務の引継ぎ等』第33条3項には5年前からと記載されています。どちらを正とすればよろしいでしょうか。	本要求水準書を正とし、3年前を目処に協議を開始することとします。運営委託契約書（案）『業務の引継ぎ等』第33条3項は5年前から3年前に修正します。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問回答
198	9	第1章	第4節	5(3)2)	その他	(3)その他 2)に 「本業務期間終了時における明け渡しの詳細条件は、・・・協議は本業務期間終了の3年前を目処に開始する。」とあります。 入札公告p. 2、入札説明書p. 2にも同様の記載があります。 一方、運営委託契約書(案)第33条第3項では 「・・・この契約の終了時における本施設の明渡しの詳細条件は、・・・かかる協議は契約期間満了の5年前を目途に開始されなければならない。・・・」とあります。 どちらを正と解釈すればよろしいでしょうか。	N0197を参照ください。
199	9	第1章	第4節	5(3)3)	その他	事業期間終了時に事業期間終了後1年間の運転に必要な薬品を補充すること。とありますが、電気、水道、燃料を除いた薬品すべてを最終年度と同じごみ搬入量として、その費用を運営費に見込むと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、詳細については本業務期間終了時の明け渡し協議によります。
200	9	第1章	第4節	5(3)3)	その他	「3)事業期間終了時に事業期間終了後1年間の運転に必要な薬品を補充すること。」とありますが、この間、事業者が薬品代を負担し、且つ、補充作業要員の配置、受発注業務、搬入時の立会い作業を実施することを想定されているのでしょうか。	N0199を参照ください。
201	9	第1章	第4節	5(3)3)	その他	「事業期間終了時に事業期間終了後1年間の運転に必要な薬品を補充すること。」とありますが、本施設内に保管出来る量の薬品（例えば清缶剤など）とし、消石灰、飛灰固化剤などは含まないものと理解してよろしいでしょうか。	N0199を参照ください。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問回答
202	9	第1章	第4節	5(3)3)	その他	「事業期間終了後1年間の運転に必要な薬品を補充すること」とあります。H48年8月31日が運営事業終了日、提示されているごみ処理量は別紙4ではH48年度分までであるため、残りH49年4月1日～8月31日のごみ処理量が不明であり、運転日数・薬品使用量を算出不可能です。つきましては、H49年4月1日～8月31日までの想定ごみ量をご提示願います。	N0199を参照ください。
203	11	第3章	第2節	(5)	受付管理	動物死骸の受付を行うこと。とあり、P14の搬入管理では動物の死骸は必要に応じて解体処理等行うこととあります。 組合殿で想定されている動物の種類、想定年間搬入数量をご提示願います。	N099を参照ください。
204	11	第3章	第3節	(3)	案内・指示	「事業者は、本施設への収集車両…本施設内での洗車を指示すること。」とありますが、民間である事業者と収集者とのトラブルを防止するため、当該収集者への運営開始前の周知や啓発については、是非とも貴組合にて実施頂きますようお願い致します。なお、運営期間中、収集車両に関する啓発活動は、事業者が実施する考えであります。	当該収集者への運営開始前の周知に関しては組合で実施します。 運営期間中は事業者に啓発活動をお願いするところでもありますが、組合が行うべき内容も考えられますので、実施にあたっては充分協議することを望みます。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問回答
205	11	第3章	第4節	(1)	料金徴収	<p>料金は、岡谷市、諏訪市、下諏訪町で別々の料金設定があると考えて宜しいでしょうか。また貴組合が定める方法の概要をご教示願います。</p>	<p>前段については、現在構成市町は別々の料金設定をしております。</p> <p>現金徴収の一連の流れは以下とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 料金の支払い対象は家庭系一般持込及び事業系持込の一部とし、それ以外は後納</li> <li>2. 受付にて申込書記入</li> <li>3. 受付にてカードを受け取り計量器にて計量</li> <li>4. プラットホームにてごみを投入</li> <li>5. 計量器にて後計量</li> <li>6. 受付にてカードの返却、及び料金の支払い</li> </ol> <p>後段については、事業者が徴収した料金の引渡しは平日は受付終了後とし、土曜日・祝日については休日後の平日朝とします。引渡し場所は組合事務所とします。なお、引渡し時に取り交わす書面は別途協議とします。</p>
206	11	第3章	第4節	(1)	料金徴収	<p>「事業者は、本施設に直接搬入ごみを搬入しようとするもの及び許可業者に対し、岡谷市、諏訪市、下諏訪町が定める料金を、本組合が定める方法で本組合に代わり徴収等を行うこと」とありますが、料金徴収が必要な対象は、要求水準書（設計・建設業務編）P.4「3 搬出入車両条件 2）」の家庭系一般収集以外との理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また、事業者による料金徴収代行業務は、受付・計量窓口での收受業務のみと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>前段については、要求水準書（設計・建設業務編）P.4「3 搬出入車両条件」の「1)家庭系一般収集」以外が対象です。</p> <p>後段については、料金徴収代行業務は後納事業者への納付書送付事務を含みます。</p>



No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問回答
207	11	第3章	第4節	(2)	料金徴収	事業者による料金徴収代行業務は、受付・計量窓口での收受のみとの理解で宜しいでしょうか。また、事業者が徴収した料金の貴組合への引き渡し方法（平日の月曜～金曜日及び土曜日の引き渡し方法）についてご教示願います。	前段については、N0206を参照ください。 後段については、N0205を参照ください。
208	11	第3章	第4節	(2)	料金徴収	料金徴収を代行する車両は、一般持込車両であると理解してよろしいでしょうか。また、引渡し頻度等、具体的な引渡し方法をご教示願います。	前段については、N0206を参照ください。 後段については、N0205を参照ください。
209	11	第3章	第4節	(2)	料金徴収	事業者は、徴収した料金を、本組合が定める方法によって本組合へ引き渡すこととありますが、具体的な引渡し方法および場所等についてご教示下さい。	N0205を参照ください。
210	11	第3章	第5節	(3) (4)	受付時間	受付時間について、以下の事項をご教示願います。 ①「(3)事業者は、表2…年2回実施する一斉清掃時等、…対応すること。」とありますが、一斉清掃の実施曜日、受付時間帯についてご教示願います。 （平日および土曜日の受付時間外、日曜日などの受付対応を想定されているのでしょうか。） ②「(4)事業者は、事前に連絡があった場合、事業系許可業者のみ日曜日受付を行うこと。なお、受付時間は土曜日委託収集と同じとする。」とありますが、どれほどの頻度を想定されているのかご教示願います。 ③「表2本施設の受付時間」について、昼時間帯（12：00～13：00）も受付業務が発生するとの理解でよろしいでしょうか。	①については、一斉清掃は年2回、春と秋の日曜日に実施しており、構成市町により開催日が異なります。 ②については、頻度は規定できませんが、組合で重要性・緊急性等を判断した上で、組合から事前連絡を行います。よって、「(4)事業者は、事前に連絡があった場合、事業系許可業者のみ日曜日受付を行うこと。」を「(4)事業者は、組合から事前に連絡があった場合、日曜日受付を行うこと。」と修正します。 ③については、お見込みのとおりです。
211	12	第3章	第5節	表2	本施設の受付時間	受付時間に関しては、昼休憩はなく連続して受付を行うものと考えればよろしいでしょうか。	N0210を参照ください。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問回答
212	14	第4章	第4節	(6)	搬入管理	搬入検査は1日あたり最大10件、1件あたり15分程度を実施するとありますが、件数および時間については、事業者の裁量で行われるとの理解でよろしいでしょうか。	各構成市町が指示する車両について検査を実施してください。
213	14	第4章	第4節	(6)	搬入管理	「事業者は、定期的にプラットホーム内での搬入検査を実施し、…1日あたり最大10件、1件あたり15分程度の検査を実施すること。また、検査対象は収集（委託）を想定している。」とありますが、検査対象の家庭系一般収集のうち、委託車両は何台となるのでしょうか。  また、事業者による搬入検査は、貴組合立会いのものと、実施されるとの理解で宜しいでしょうか。	前段については、委託車両は検査の対象としないものとします。よって、「検査対象は収集（委託）、許可業者を想定している。」を「検査対象は許可業者を想定している。」に修正します。  後段については、全てに立ち会うものではありません。立会いは試運転期間中において構成市町が立会い（指導）を予定しますが、運営開始後は事業者において行うものとしてください。
214	14	第4章	第4節	(7)	搬入管理	「事業者は、動物死骸の搬入に際し、必要に応じ、解体処理等…処理を行うこと。」とありますが、これまでの実績から解体処理の対象となる動物の種類をご教示願います。  また、カモシカ、イノシシ等の野生動物が対象となる場合、作業員の衛生面、作業環境等の観点より、外部の専門解体業者にて解体処理を行い、段ボール又は袋梱包したものを搬入頂くことをご検討願います。	前段については、N099を参照ください。  後段については、現状は直接投入しています。事業者の責任において処理を計画してください。
215	14	第4章	第4節	(7)	搬入管理	事業者は、動物死骸の搬入に際し、必要に応じ、解体処理等の本施設に必要とされる処理を行うこととありますが、想定される動物死骸の種類と最大サイズをご教示下さい。	N099を参照ください。
216	15	第4章	第7節	(3)	搬出物の保管及び積込	「事業者は、搬出物の積込みに必要な重機類・車両等用意すること」とありますが、要求水準書（設計・建設業務編） P.124 8 場内作業用車両にも同じ供給条件があります。これらのうち、いずれか一方は削除可能と考えてよろしいでしょうか。	N0157を参照ください。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問回答
217	17	第5章	第3節	(2)	点検・検査計画の作成	事業者は、点検・検査計画書を作成し、本組合の承諾を得ることとありますが、組合様は合理的理由なくして承諾を拒まないものと理解してよろしいでしょうか。	協議によります。
218	18	第5章	第5節	(2) (3)	補修計画の作成	事業者は、補修計画を作成し、本組合の承諾を得ることとありますが、組合様は合理的理由なくして承諾を拒まないものと理解してよろしいでしょうか。	協議によります。
219	19	第5章	第9節	(1)	機器等の更新	事業者は、更新計画を作成し、本組合の承諾を得ることとありますが、組合様は合理的理由なくして承諾を拒まないものと理解してよろしいでしょうか。	協議によります。
220	26	第9章	第2節	(3)	清掃・維持管理	堆雪帯の確保につきまして、降雪状況により、除雪作業を繰り返し行いますと堆雪帯に積み上げ可能な容量を超える場合もあるかと存じます。市殿所有若しくは委託のダンプトラックで積み上げた雪を運んでいただけることが可能か、また利用可能な雪捨て場がありましたら、ご教示下さい。	現在までに事業予定地から排雪を必要としたケースはないため、敷地内において積み上げを行うことで対応してください。また、配置区画線以北の構内敷地部分の平地を雪捨て場として一時的に利用することは可とします。なお、岡谷市所有の雪捨て場は利用可能です。
221	27	第9章	第8節	(2)	啓発業務の実施	本施設内で行う啓発イベントとありますが、エコフェスティバル以外に何かございますでしょうか。	本組合が実施するイベントとしては特に想定はしておりません。
222	27	第9章	第9節	(1)	見学者対応支援	見学者の受付は本組合が行うとありますが、プラント側の事情（定検等）にご配慮いただけると理解してよろしいでしょうか。	協議によります。

■落札者決定基準に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問回答
223	5	VI	2		入札価格に関する事項以外の得点化方法	「ごみ発電の発電効率」や「温室効果ガス排出量の削減」などの数値を提案する項目について、評価方法（相対評価もしくは絶対評価、評価に用いる数式など）をご教示願います。	定量的かつ定性的な視点を踏まえ評価を行います。詳細の評価方法については、お示しできかねます。
224	9	表	提案内容の基礎審査		事業計画提案書	委託料の事業期間を通じた合計金額（税抜）が、7,857,700,000円以下であることとありますが、設計・建設費用の上限額は、委託料と合わせて予定価格を超えなければ、無いものと理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
225	9	表	提案内容の加点審査		1. 設計・建設工事計画に関する事項	「提案内容の加点審査」の「1. 設計・建設工事計画に関する事項」について、対応する様式番号として設計図書が挙げられています。様式14～18以外に設計図書に記載されている内容も加点審査の対象となるのでしょうか。それとも、様式14～18の根拠確認・補足説明等を設計図書に織り込むということでしょうか。	加点審査は様式14～18に記載されている内容をもとに行います。それらの記載内容の確認や補助的資料として設計図書を参考にしますが、設計図書に記載している内容自体は加点審査の対象ではありません。

■様式集に対する質問への回答

No.	ページ	様式	様式名	項目名	質問内容	質問回答
226	3	様式3	入札参加表明書	入札参加表明書	代表企業代表者は、御組合の平成25年度・26年度における入札参加資格申請において代理人を設定している場合、代表企業代表者の記載・押印欄は、その代理人名及び使用印鑑にて書類作成が可能と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
227	3	様式3	入札参加表明書		表明書に記載する商号又は名称については、組合殿または構成市町殿に入札参加資格申請をしている者と理解してよろしいでしょうか。（例えば、支店に年間委任をしている場合、委任している支店長の名義で書類を作成させていただくものと理解してよろしいでしょうか。また、様式4～11も同様と理解してよろしいでしょうか。）	お見込みのとおりです。
228	6	様式5	委任状（代表企業）		本書は、構成企業から代表企業に例示事項を委任するためのものであり、代理人は代表企業の代表者（取締役社長等）または、御組合の平成25年度・26年度における入札参加資格申請において代理人を設定している場合はその代理人名とすると考えて宜しいでしょうか。	本組合の入札参加資格申請において代理人を設定している場合は、代理人とすることを想定しています。
229	7	様式6	委任状（復代理人）		既に御組合の平成25年度・26年度における入札参加資格申請において代理人を設定しその代理人名および使用印鑑にて本入札に参加申請を行う場合、様式6は必要無いと理解してよろしいでしょうか。 ※ご指定様式に委任者欄がありませんので、改正をお願いします。	お見込みのとおりです。 ※公表している様式に委任者記入欄を追加して作成してください。

No.	ページ	様式	様式名	項目名	質問内容	質問回答
230	7	様式6	委任状（復代理人）	委任状（復代理人）	本委任状は組合殿または構成市町殿の入札参加資格申請している者に対する委任と考えてよろしいでしょうか。 （例えば支店に年間委任している場合、提出は不要と考えてよろしいでしょうか。）	お見込みのとおりです。その他、年間委任している代理人からの復代理人を選任する場合も想定しています。
231	8	様式7 [1/5]	入札参加資格確認申請書	全ての構成企業について必要な書類 5	納税証明書について直近3年分とありますが、法人税・消費税及び地方消費税については納税証明書その3の3、法人事業税については県税事務所発行の納税証明書、法人市民税については市町殿発行の納税証明書の直近年度分と理解してよろしいでしょうか。（未納・滞納がある場合、直近の年度の納税証明書に記載がありますので、直近の年度の納税証明書でご確認可能と考えております。）	納税証明書の提出は求めないこととします。
232	8	様式7 [1/5]	入札参加資格確認申請書	全ての構成企業について必要な書類 6	「6 組合・・・平成25年度入札参加資格を有すると認められた者であることを証する書類」は、該当する入札参加資格申請時の受領書の写しを添付する事でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
233	9	様式7 [2/5]	類似施設の設計実績調書	契約金額	設計に関する費用は建設の内数であり、契約金額の記載ができないため、当該部分の記載は行わないものと考えてよろしいでしょうか。	ご指摘の場合は、「契約総額〇〇〇円の内数」と記載してください。

No.	ページ	様式	様式名	項目名	質問内容	質問回答
234	9	様式7 [2/5]	類似施設の設計実績 調書	注3	「入札説明書において明示した設計実績について・・・具体的項目を記載すること」とありますが、入札説明書に示されるプラント設計企業の要件②（新構造基準への適合）について、可否を判断する上での必要項目を御教示下さい。	N014を参照ください。
235	10	様式7 [3/5]	類似施設の建設実績 調書	注3	「入札説明書において明示した建設実績について・・・具体的項目を記載すること」とありますが、入札説明書に示されるプラント建設企業の要件②（新構造基準への適合）について、可否を判断する上での必要項目を御教示下さい。	N014を参照ください。
236	11	様式7 [4/5]	類似施設の運転管理 実績調書	注3	「入札説明書において明示した運転管理等の実績について・・・具体的項目を記載すること」とありますが、入札説明書に示される運営企業の要件（イ）のうち、新構造基準への適合についての可否を判断する上での必要項目を御教示下さい。	N014を参照ください。
237	11	様式7 [4/5]	類似施設の運転管理 実績調書	運転管理等期間 注4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「様式7[4/5] 類似施設の運転管理実績調書」中の「運転管理等期間」については、契約書に記載の契約期間、又は、実際の受託期間のいずれを記載するのでしょうか。</li> <li>・また、注釈4につきまして、「岡谷市、諏訪市、下諏訪町…証明するものを添付すること。（発注証明又は契約書の写し等）」とありますが、例えば契約書の写しと業務内容が確認できる仕様書（必要部分の抜粋）を提出すれば証明されると理解してよろしいでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書に記載の契約期間としてください。</li> <li>・お見込みのとおりです。</li> </ul>

No.	ページ	様式	様式名	項目名	質問内容	質問回答
238	16	様式11	委任状(入札)		本書は、入札書提出にあたり持参する構成企業従業員に対して行うものと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりですが、これに限るものではありません。
239	16	様式11	委任状(入札)		入札書を提出する者が入札する場合においては、本委任状を提出するものと理解してよろしいでしょうか。	入札書を提出するものが、既に本組合に提出している委任状の代理人と異なる場合に提出する様式です。
240	18～38	様式13～様式34	提案書		ご指定の書式に加え、必要に応じて添付書類(補足資料)を提出してよろしいでしょうか。また、可能な場合、評価の対象としていただけるのでしょうか。	枚数制限を設定している提案書については、参考資料等の添付は認めません。枚数制限を設定していない設計図書等については、この限りではありません。
241	18～38	様式13～様式34	提案書		それぞれの様式について記載事項を補完する目的で資料を添付してもよろしいでしょうか。可である場合、体裁についてはそれぞれの様式のあとに添付するのか、まとめて添付するのかご教示願います。	N0240を参照ください。
242	20	様式15	2. エネルギーの有効利用・環境負荷の低減・循環型社会への貢献	■発電効率	基準ごみの年間平均発電効率、年間発電量および年間炉運転計画日数を算出する際の年間ごみ量は、平成28年度の30,816t/年としてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、様式15の別紙として、高質、基準、低質の各ごみ質における相関図(横軸:ごみ投入量(t/時間)、縦軸:発電量(kWh/時間)、消費電力量(kWh/時間)を示したもの)も提出してください。
243	21	様式16	3. 配置・動線計画	■将来の運用計画	「将来建設予定の施設運営」とありますが、具体的な建設計画があれば、建設場所、発注時期、仕様等ご教示願います。	配置区画線以北の構内敷地部分にリサイクルセンターを建設することを計画していますが、発注時期、仕様は未定です。



No.	ページ	様式	様式名	項目名	質問内容	質問回答
244	21	様式16	3. 配置・動線計画	■将来の運用計画	将来建設予定の施設運営とありますが、建設予定の施設計画についてご教示願います。	N0243を参照ください。
245	21	様式16	3. 配置・動線計画	■将来の運用計画	将来建設予定の施設運営…とありますが、将来建設を予定しているのは、リサイクル施設と理解してよろしいでしょうか。	N0243を参照ください。
246	24	様式19	設計・建設費（建設請負代金相当分）用内訳書		注記の開業準備費用の金額は、様式34で表示することでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
247	29	様式24	4. 関連業務	■施設・設備の管理運営、来場者・職員等の安全性の確保	来場者向上を図るイベント等の工夫とありますが、イベント等とは具体的に何を指しますでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
248	29	様式24	4. 関連業務	■施設・設備の管理運営、来場者・職員等の安全性の確保	ここで提案する「職員」とは、組合殿職員を示しているのでしょうか、あるいは事業者も含めた本施設で業務を行う職員を示しているのでしょうか、ご教示願います。	組合、事業者を含めた本施設で業務を行う職員全体を指します。
249	30	様式25	委託料内訳書		用役に係る費用については、基準ごみにおける費用と考えてよろしいでしょうか。	計画ごみ質の範囲内で業務遂行可能な費用を記載してください。
250	30	様式25	委託料内訳書		算定に用いる年間ごみ処理量は要求水準書【設計・建設業務編】p4 表1 計画処理量に記載されている30,816t/年と考えてよろしいでしょうか。	入札説明書17ページ（N01を参照ください。部分的に修正しています。）の「入札価格算定に用いる搬入廃棄物量」に示す数値を用いてください。

No.	ページ	様式	様式名	項目名	質問内容	質問回答
251	30	様式25	委託料内訳書		平均的な一年間の費用の定義をご教示願います。	入札説明書17ページ（N01を参照ください。部分的に修正しています。）の「入札価格算定に用いる搬入廃棄物量」に示す数値を踏まえて、事業者が設定してください。厳密な平均値ということではなく、例えば中間年である平成38年度の内訳、ということでも構いません。
252	31	様式26 様式27	委託料固定料金内訳書 委託料変動料金内訳書		費用の欄に記載する金額は、消費税抜の金額を記載すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

■基本協定書に対する質問への回答

No.	条	項	号	カナ等	項目名	質問内容	質問回答
253	3	3	1		SPCの設立	構成員全てが出資するものとなっておりますが、DBO事業においては一般的に低配当で事業提案するため、代表企業以外の構成員に運営事業期間中の経営参画意義を求めることは大変に困難であると考えられます。代表企業以外の構成員の全ての出資の見直しを御検討お願いします。 またはSPCへの出資を伴わない構成企業を協力企業とし、本事業に参画する事を認めていただけませんか。	原案のとおりとします。
254	7				特定事業契約の不調	「特定事業契約の全部が締結に至らなかった場合」というのは、本契約に至らなかった場合という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
255	7	1			特定事業契約の不調	受注者に落ち度がない組合様側の事情によりこれらの契約を締結されない場合には、受注者が被った費用を支払いしていただくものと理解してよろしいでしょうか。	本規定は、原因を問わず、各自の費用負担とする趣旨です。
256	9	3			秘密保持等	第3項ただし書に該当する場合であっても、事後の通知は相手方に行うという理解でよろしいでしょうか。	権限ある関係当局による犯罪捜査等に支障を来さない状態になった場合には通知することになります。

■基本契約書(案)に対する質問への回答

No.	条	項	号	カナ等	項目名	質問内容	質問回答
257	前文				最後から3行目	「なお、議会で可決されず～その責めを負わない。」とありますが、事業者に帰責事由がない場合は、事業者が落札決定からそれまでに要した費用について、発注者にご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	議会で可決されなかった場合には、原因を問わず、発注者は一切の費用を負担しません。
258	4	1	2		役割分担	「(2)SPCは、発注者から別紙4第3項記載の…」とありますが、別紙4第2項のことでしょうか。	お見込みのとおりです。基本契約書において修正します。
259	4	1	3		役割分担	「運営企業は、SPCから運営・維持管理業務の一切を再受託し、これを履行する。」とありますが、運営企業は1社若しくは複数社での再受託可能はどの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
260	4	1	3		役割分担	「運営企業はSPCから運営・維持管理業務の一切を再受託し、これを履行する」とありますが、運営業務は、運営企業の参加資格要件を満足する企業に加え、設計・建設企業の参加資格要件を満足する企業を含めた複数社での実施も可能であるとの理解で宜しいでしょうか。	運営企業は、運営企業の参加資格要件を満たすことが必要です。
261	6	2	2		SPCの運営	SPCの本社所在地は、諏訪湖周クリーンセンター内とさせていただきますてもよろしいでしょうか。	N010を参照ください。
262	6	2	8		SPCの運営	『当該事業年度において…その他発注者が適切と認める支援措置を講じること』とありますが、支援措置については構成企業の提案に基づき発注者が認めるものと理解してよろしいでしょうか。	構成企業の提案に基づくとは限りません。

No.	条	項	号	カナ等	項目名	質問内容	質問回答
263	6	6			SPCの運営	株式担保権設定契約の具体的な内容をご教示下さい。契約書についてもご教示下さい。	今後の検討によることとし、検討次第構成員に提示します。なお、組合は、構成員が民間企業であることに配慮し、株式担保権設定契約書案を作成します。また、株式の散逸を防止し、確実に業務を行うこと目的として設定しますので、その目的の範囲内での設定契約となることを想定しています。
264	6	6			SPCの運営	株式担保権について、「発注者が別途定める様式及び内容で担保権設定契約を締結し」とありますが、どのようなものでしょうか。	今後の検討によることとし、検討次第構成員に提示します。なお、組合は、構成員が民間企業であることに配慮し、株式担保権設定契約書案を作成します。また、株式の散逸を防止し、確実に業務を行うこと目的として設定しますので、その目的の範囲内での設定契約となることを想定しています。
265	6	6			SPCの運営	基本協定書別紙1 出資者保証書において、株主による株の譲渡や担保への提供を制限されていますが、本条項は必要でしょうか。あるいは「発注者による申し出により、…できる。」等、必要な状況となった場合に「…設定することができる」の主旨に変更できないでしょうか。	原案のとおりとします。基本協定と基本契約では当事者が異なることにご留意ください。
266	6	9			SPCの運営	経営計画とはどのようなイメージでしょうか。また、経営計画修正の是非に係る最終的な決定権は、同計画の責任を負うべき立場にある特別目的会社に存することを確認させて下さい。	本条で定める経営計画とは、経営方針、損益計画及び資金計画等を想定しています。  また後段について、本書面において確認します。
267	6	10			SPCの運営	発注者は、必要があると認める場合、SPCが提出した各事業年度の決算期に係る事業報告とその附属明細書及び計算書類とその附属明細書並びに監査報告書の全部又は一部を公表することが可能となります。その公表前には、事前にSPCに連絡いただき、公表内容について協議し決定させていただくという理解でよろしいでしょうか。	公表について、事前の協議を要しません。

No.	条	項	号	カナ等	項目名	質問内容	質問回答
268	10				再委託等	本条は当該業務を“一括して”再委託等を行うことの禁止条項との理解でよろしいでしょうか。	本条が禁止しているのは、再委託であり、全部を一括で再委託することに限りません。なお、建設請負契約又は運営委託契約の定めに従う限り、本条の義務違反とはなりません。
269	10				再委託等	ここでの再委託とは、全部を一括で再委託することを禁止することを指すものと理解してよろしいでしょうか。具体的には運営委託契約書第8条（第三者の使用）のとおりと理解してよろしいでしょうか。	N0268を参照ください。
270	12				損害賠償	受注者側の事情で基本契約上の業務を履行されない場合に受注者が損害賠償を支払うとされていますが、公平の観点からは、受注者に落ち度がない組合様側の事情によりこれらの業務を履行されない場合には、受注者が被った損害を賠償していただくものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
271	14	4	2		契約の終了	第4項第2号による特定事業契約の解除は乙の帰責とは限らないため、甲による第12条に基づく乙に対する損害賠償は、乙に帰責事由がある場合に限定して下さい。	本項は、発注者に原因がある場合の規定です。
272	15	4			秘密保持等	行政情報に含まれる情報について事業者の秘密情報が含まれる可能性もあります。本項は、法令の定めに従った運用がなされると思いますが、事業者の秘密情報は、非公開情報に該当するものと思料しますので、情報公開その他の措置を講じるに際しては、事業者の意見を聴取し、意見を尊重していただきたくお願いします。	必要に応じて事業者の意見を聴取し、意見を尊重します。

■建設請負契約書に対する質問への回答

No.	条	項	号	カナ等	項目名	質問内容	質問回答
273	1				総則	第7項～13項は、第6項の欠如により繰り上げという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。建設請負契約書において修正します。
274	2				関連工事の調整	現時点において、発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事の想定があれば教示下さい。 また、受注者が従うべき“発注者の調整”について疑義がある場合には、協議が可能なものと理解します。	前段について、現時点では想定しておりません。 また後段について、組合は、本条における調整について協議義務を負いません。
275	3	9			設計	ただし書き文中の「損害を合理的な範囲で負担する」という点について、受注者が被った損害のうち発注者の責めと相当な因果関係の範囲にある損害が、発注者にて負担されるものと理解してよろしいでしょうか。	この場合、組合は、相当な因果関係の範囲にある損害のうち合理的な損害を負担します。
276	3	12			設計	提出書類の作成作業を勘案しても、承諾の日から7日以内の提出は非常に期間が短かいので、発注者の設計図書確認期間と同等の14日以内として頂けないでしょうか。	14日とし、建設請負契約書において修正します。
277	6	1			設計図書及び完成図書等の著作権	“本事業の実施に必要な範囲”を明確に定義することは困難であり、その自由な使用により、民間事業者の競争上の地位を脅かす恐れがありますので、特に第三者への領布、展示を行う場合には、事前に民間事業者（建設請負事業者、運営事業者もしくは代表企業）と協議して頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	組合は契約上の協議義務を負いませんが、第三者への領布、展示等を行う場合には、必要に応じて受注者の意見を十分に聞きます。
278	6	4			設計図書及び完成図書等の著作権	第三者の有する著作権又は著作者人格権の侵害が、発注者の指示による設計図書等に起因する場合、その他発注者の責めに帰すべき事由による場合は、発注者にて受注者が被った損害を負担されるものと理解してよろしいでしょうか。	本件は性能発注であり、発注者をご指摘のような指示を行うことは想定できません。従って、契約書には規定しません。なお、第3条に規定する承諾のための指摘等は想定できますが、この場合、権利関係は受注者の責任で対処して頂きます。

No.	条	項	号	カナ等	項目名	質問内容	質問回答
279	6	5			設計図書及び完成図書等の著作権	「受注者は工事目的物が著作権法……に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係わる受注者の著作権……を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。」とあります。 当該著作物に係わる受注者の著作権につきましては、引渡し後も受注者に留保され、発注者は無償使用の権利を得るものとしていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
280	6	8			設計図書及び完成図書等の著作権	改変した結果に生じる一切の事象、第三者との問題等については、発注者の責任となり、受注者には当該改変について責任を負わないものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
281	8				特許権等の使用	受注者による特許権等の対象となっている工事材料、施工方法等を使用したことが、発注者の指示による場合等は、本条にいう責任は発注者にて負担されるものと理解してよろしいでしょうか。	本件は性能発注であり、発注者をご指摘のような指示を行うことは想定できません。従って、契約書には規定しません。なお、発注者の権限行使の結果として指摘等は想定できますが、この場合、権利関係は受注者の責任で対処して頂きます。
282	10	1			現場代理人及び主任技術者等	監理技術者の業種は「清掃施設工事」で宜しいでしょうか。また、複数の監理技術者を登録することは可能でしょうか。	前段について、参加資格要件に準じる業種とします。 後段について、可能とします。
283	10	1			現場代理人及び主任技術者等	二（A）〔監理技術者の専任の〕主任技術者となありますが、〔監理技術者資格者証の交付を受けた専任の〕と理解すればよろしいでしょうか。	本工事では、（A）は選択せず（B）を選択します。



No.	条	項	号	カナ等	項目名	質問内容	質問回答
284	15	6			支給材料及び貸与品	支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格、性能等の変更が、発注者の裁量に委ねられているように見受けませんが、事前に、受注者との協議のうえで決定していただけるものと理解してよろしいでしょうか。	支給材料又は貸与品の想定はありませんが、これらがあった場合でこれらの品名、数量、品質、規格、性能等の変更を行う場合には、事前に受注者に通知します。
285	15	10			支給材料及び貸与品	受注者の故意又は過失により支給材料又は貸与品の返還が不可能となったときの返還に代えて賠償することになる損害額は、返還不可能対象である支給材料又は貸与品が現存していれば返還したであろうその時期の合理的な価格を賠償するものと理解してよろしいでしょうか。	合理的な査定額によるものとします。
286	17	2			不適合箇所の改善義務及び破壊検査等	第2項「必要があると認められるとき」においては、その後、受注者との協議を踏まえた結果で、破壊検査を行うという理解でよろしいでしょうか。	検査を行うことについて、受注者と事前に協議することはありません。
287	17	3			不適合箇所の改善義務及び破壊検査等	第3項「相当の理由がある場合」においては、その後、受注者との協議を踏まえた結果で、破壊検査を行うという理解でよろしいでしょうか。	検査を行うことについて、受注者と事前に協議することはありません。

No.	条	項	号	カナ等	項目名	質問内容	質問回答
288	18	5			条件変更等	<p>「要求水準書等若しくは事業者提案又は設計図書の訂正又は変更が第1項第1号に該当することによる」と、「要求水準書等に関して第1項2号、3号、4号、5号に該当するとき」と「発注者の責めに帰すべきことが明らかでない限り」が、並列関係にあると解釈してよろしいでしょうか。</p> <p>本項但し書きの「発注者の責めに帰すべきことが明らかでない限り・・・義務を負わない」との点、発注者に過剰に優利な条文と考えます。本条にいう条件変更は、第1項にいう事実の発見を契機として、調査（第2項）、調査の結果のとりまとめ（第3項）、事実の確認（第4項）のプロセスで行われるにも関わらず、第5項ただし書はそのプロセスを反故にするもので、第24条3項の協議対象であると理解しますので、但し書き以降の削除をお願いします。もし、原案通りというお考えの場合、その理由をお示し願います。</p>	<p>「発注者の責めに帰すことが明らかでない」の例示になります。本工事は性能発注であり、受注者は、原則として設計施工についてを責任をもって履行していただくことを想定しています。しかしながら、この原則のみとすると受注者に過酷な結果が生じることから、例外として、発注者の責めに帰すことが明らかな場合には免責するというものです。従って、原案のとおりとします。</p>
289	23	1			工期の変更方法	<p>「協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。」とありますが、発注者及び受注者が合意した場合、協議期間を延長していただけるのでしょうか。</p>	<p>合意による延長は可能です。</p>
290	24	1			請負代金額の変更方法	<p>「協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。」とありますが、発注者及び受注者が合意した場合、協議期間を延長していただけるのでしょうか。</p>	<p>合意による延長は可能です。</p>
291	25	3			賃金又は物価の変動に基づく請負代金の変更	<p>組合殿にて適用を想定する物価指数を御教示ください。</p>	<p>消費者物価指数等を想定しています。</p>

No.	条	項	号	カナ等	項目名	質問内容	質問回答
292	25	7			賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	「協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。」とありますが、発注者及び受注者が合意した場合、協議期間を延長していただけるのでしょうか。	合意による変更は可能です。
293	26	1			臨機の処置	「緊急やむを得ない事情があるとき、この限りでない。」とありますが、このような状況で緊急処置を行った場合の費用は市殿負担にて対応させていただいて宜しいのでしょうか。	この場合、第4項の適用があります。
294	26	4			臨機の措置	「この場合における発注者の負担額は、発注者と受注者とで協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。」は発注者に過剰に優利な文言と考えますので削除をお願いします。 もしくは、「受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者の責めに帰すべき事由により生じたもの及び受注者が通常予測し、対処できる事由により生じたものについては、受注者が負担するものとし、それ以外の事由により臨機の措置を講じた場合の費用は、発注者が負担するものとする。」への文言変更をお願いします。 もし原案通りというお考えの場合はその理由をお示し願います。	原案のとおりとします。 紛争解決のための必要な措置です。
295	27	1			一般的損害	「協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。」とありますが、発注者及び受注者が合意した場合、協議期間を延長していただけるのでしょうか。	合意による延長は可能です。

No.	条	項	号	カナ等	項目名	質問内容	質問回答
296	27				一般的損害	「この場合における発注者の負担額は、発注者と受注者との協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。」は、発注者に過剰に優利な文言と考えますので、削除をお願いします。 もし、原案通りというお考えの場合、その理由をお示し願います。	原案のとおりとします。 紛争解決のための必要な措置です。
297	29	1			不可効力による損害	「工事目的物の引渡し前に、天災等・・・。」とありますが、ここで記載されている天災等には具体的にどのようなものが含まれるのでしょうか。	第20条第1項をご参照ください。
298	30	1			請負代金額の変更に代える要求水準書等若しくは事業者提案又は設計図書の変更	本項において発注者が第8条の規定により請負代金額の増額及び費用を負担すべき場合とありますが、第8条のご指定は誤りでしょうか？また、第40条、第53条にも発注者が費用を負担する規定がありますが、これらは本項の適用は受けないと考えてよろしいでしょうか。	ご指摘のとおり、第8条は誤記です。契約書において修正します。第40条、第53条についてはお見込みのとおりです。
299	31				検査及び引渡し	工事の完成を確認するための完了検査（予備性能試験、引渡性能試験なども含む）や当該検査の不合格時の再検査における工事目的物の最小限度の破壊検査において、これらの検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とされています。破壊検査が生じた原因が受注者の責めに起因しない場合には、破壊検査とその復旧に係る費用は組合殿と協議すると理解してよろしいでしょうか。	組合に原因がある場合に限り、組合が負担します。

No.	条	項	号	カナ等	項目名	質問内容	質問回答
300	32	4			請負代金の支払い	<p>民法419条3項に定められるとおり、金銭の支払いの遅延については、理由を問わず、支払期日を超えると常に履行遅滞となります。本項は現在の民法に合わないものと考えますので、削除をお願いします。もし、原案通りというお考えの場合、その理由をお示し願います。</p> <p>引用されている「第44条4項」は、「第42条3項」と読み替えてよろしいでしょうか。</p>	<p>民法419条の特則を定めるものです。原案のとおりとします。</p> <p>「第44条第4項」は「第42条第3項」と契約書において修正します。</p>
301	33	3			部分使用	<p>「この場合における発注者の負担額は、発注者と受注者との協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。」は、発注者に過剰に優位な文言と考えますので、削除をお願いします。もし、原案通りというお考えの場合、その理由をお示し願います。</p>	<p>原案のとおりとします。</p> <p>紛争解決のための必要な措置です。</p>
302	37	1			部分払	<p>部分払請求の回数は何回まで可能でしょうか。</p>	<p>年1回とします。</p>
303	37	3 4			部分払	<p>部分払請求に係る出来形部分の最小限度の破壊検査において、これらの検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とされています。破壊検査が生じた原因が受注者の責めに起因しない場合には、破壊検査とその復旧に係る費用は組合殿と協議すると理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>組合に原因がある場合に限り、組合が負担します。</p>
304	41				性能保証・瑕疵担保	<p>延長される性能保証の項目は、満たすことができなかった性能保証項目に限られるものと理解します。</p>	<p>お見込みのとおりですが、性能の未達により他の部分に影響が出た場合で修繕等が必要な場合には、必要な対応をしていただきます。</p>

No.	条	項	号	カナ等	項目名	質問内容	質問回答
305	41	3			性能保証・瑕疵担保	ここでの損害は、性能保証事項が満足に得られなかったことと、それに起因して発注者が被ったとする損害の間の因果関係において、本件のような焼却炉の建設請負契約の観点から相当性があると客観的に認められる範囲の損害と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
306	41	4			性能保証・瑕疵担保	瑕疵の有無がより客観的な観点から判定されるよう、「瑕疵があると発注者により判定されたとき」を「瑕疵があることが当該検査の結果から客観的に証明されたとき」へ文言変更願います。もし、原案通りというお考えの場合、その理由をお示し願います。	原案のとおりとします。専門性の高い工事において、瑕疵担保責任条項が十分に機能するための措置です。
307	44	2			発注者の解除権	第1項各号のような一般的な解除事由により被った損害については、基本的には、当該解除とそれによる損害に相当因果関係が認められる範囲で賠償されるものと考えます。ここでいう「違約金」の法的性格を損害賠償の予定とし、超過分の損害賠償という考え方は不採用としていただきたく御提案します。もし、発注者の一般的な解除事由について違約金10%の発生が原案通りとのお考えであれば、公正かつ公平な契約の観点から第46条の受注者の一般的な解除事由についても違約金10%という概念を採用していただくことを御提案します。なお、「次の前項各号の一に該当することにより」は、第44条の2第1項各号を示すと理解してよろしいでしょうか。第44条の2第2項で、第44条第2項を準用しており、法的効果として重複しているものと思われます。	原案のとおりとします。  なお以下についてお見込みのとおりです。「次の前項各号の一」を「前項各号の一」と契約書において修正します。

No.	条	項	号	カナ等	項目名	質問内容	質問回答
308	47	1			解除に伴う措置	契約が解除された場合の出来形部分の最小限度の破壊検査において、これらの検査又は復旧に直接要する費用は、当社の負担とされています（1項、2項）。そのような破壊検査が生じた解除原因が当社でない場合には、破壊検査とその復旧に係る費用は組合殿と協議すると理解してよろしいでしょうか。	破壊検査の費用は受注者負担となり、破壊検査の結果により費用負担は影響を受けません
309	47	4 5			解除に伴う措置	受注者が、支給材料又は貸与品について返還に代えて賠償する場合の損害額は、滅失又はき損した対象である支給材料又は貸与品について、そうでなかった場合の返還時期の合理的な価格を賠償するものと理解してよろしいでしょうか。	合理的な査定額によるものとします。
310	48	1			賠償の予定	第一文と第44条の2第2項は、どちらが優先して適用されるのでしょうか。一方が適用された場合は、他方の適用はないものと理解いたします。 また、第48条3項も、第44条の2第2項が引用する第44条2項に重複していないか御確認をお願いいたします。	両者適用になります。適用の順序としては、第48条が適用され、解除に至った場合には、第44条の2第2項が適用されます。
311	50	1			賠償金等の徴収	「発注者の指定する期間内」を、「双方協議の結果決定した期日」に文言変更願います。	原案のとおりとします。

■運営委託契約書(案)に対する質問への回答

No.	条	項	号	カナ等	項目名	質問内容	質問回答
312	4				契約の保証	契約保証金の納付の代替手段として、建設保証会社の契約保証も認められると考えてよろしいでしょうか。	認められません。
313	4	2			契約の保証	「次に掲げる担保のうちいずれかの方法」として、建設請負契約書(案)第4条1項3号で認められている保証事業会社の保証も認めていただけないでしょうか。	認められません。
314	4	2	3		契約の保証	「金融機関」の保証に、保険事業会社は含まれると理解してよろしいでしょうか。	含まれません。
315	5	4			業務遂行	「売電に係る事務手続きは委託者の所定の手続きによる」とありますが、所定の手続きとは具体的に何でしょうか。	現段階で、具体的な手続きは未定です。
316	6	3			業務の範囲	「第1項の定めにかかわらず、…協議に応じなければならぬ。この場合における…前項の協議において決定するものとする。」とありますが、「前項」とはどの条項を指すのでしょうか。	「前項の」を「当該」と契約書において変更します。
317	6	3			本業務の範囲	社会経済状況の変化、委託料算出の前提と異なる物価変動が生じた場合、搬入ごみの量、性状又はごみ質等の大幅な変化が生じた場合には、委託料改定の協議をしていただけないという理解でよいでしょうか。	ご指摘のような場合、本契約で予定されている協議ではありませんので、事情を十分に説明させていただきます。
318	9	2			緊急時の対応等	処理対象物が計画搬入量を著しく超える搬入のおそれが生じ、発注者の要請に従ったことによる追加費用等は、発注者にご負担いただけないという理解でよろしいでしょうか。	委託者は、ご指摘の追加費用等の負担をしません。施設規模を定常的に超過して処理する場合は、搬入計画について協議します。
319	23				業務の履行責任	「不完全履行」との概念を採用されていますが、本条は、不完全履行について追完可能の場合を規定しているものと理解してよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。不能なものまで要求するものではありません。現実の問題として完全な履行ができない場合も考えられますので、「又は」以下が規定されています。



No.	条	項	号	カナ等	項目名	質問内容	質問回答
320	25				損害賠償等	受託者の損害賠償の範囲は、本施設の損傷又は滅失に起因して被った委託者の損害のうち、当該原因と損害の相当因果関係にある範囲であるものと理解してよろしいでしょうか。	相当因果関係の範囲に限りません。
321	26	1			第三者への賠償	「受託者に帰すべき事由」とは、「受託者の責めに帰すべき事由」と読み替えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
322	26	2			第三者への賠償	受託者が賠償すべき第三者の損害について、委託者が賠償することが規定されていますが、委託者が当該第三者に賠償する前に、受託者にその旨を通知し、以降の対応について協議する機会があると考えてよろしいでしょうか。	業務の遂行において、受託者に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合には、第1項に従い、受託者が、一義的に、その損害を賠償してください。そのために必要且つ合理的な範囲で、委託者も協力する意向を有していますが、それが間に合わない場合には、第2項に基づき委託者が賠償することがあります。
323	28 29 30				不可抗力発生時の対応 不可抗力によって発生した費用等の負担 不可抗力による一部の業務遂行の免除	不可抗力の定義をご教示ください。	暴風、豪雪、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な現象（要求水準書等若しくは事業者提案又は設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めに帰すことができないものとします。契約書において修正します。
324	29	1			不可抗力によって発生した費用等の負担	受託者に生じた損害・損失や追加費用には、不可抗力による本施設自体の損傷等は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	条	項	号	カナ等	項目名	質問内容	質問回答
325	31	3	1		法令変更によって発生した費用等の負担	本項2号の文言との公正の観点から、「委託者は、次の各号所定の法令変更に起因する追加費用を負担する」を「委託者は、次の各号所定の法令変更に起因する追加費用及び損害を負担する」に変更をお願いします。 もし、原案通りというお考えの場合、その理由をお願いします。	「及び損害」を追加し、契約書において修正します。
326	33	3			業務の引継ぎ等	業務の引継ぎにかかる協議は契約期間満了の3年前を目途に開始されるものとしてよろしいでしょうか。	3年前を目途とします。
327	34	2			検査	「受託者は、この契約の終了にあたり、その日から起算して20日以内に…その旨を委託者に通知しなければならない。」とありますが、「その日から起算して20日以内」とは、「契約終了後の20日以内」ではなく、「契約終了の20日前までに」という意味でしょうか。	お見込みのとおりです。「契約終了の20日前までに」と契約書において修正します。
328	34	5			検査	5項に示される状態で本施設を明け渡す際には、明け渡し以降の本施設の性能、稼働等について、SPCは何らの責任をも負わないものと理解してよろしいでしょうか。	第23条の適用があります。
329	35	3			委託者の解除権	第35条2項に該当することと、「基本契約が終了した場合」は同義で重複しているものと理解いたします。このような場合、基本契約第14条3項、第12条のみの適用という理解でよろしいでしょうか。	同義ではありません。 第35条第2項の適用もあります。
330	35	3			委託者の解除権	「ただし、基本契約第14条第3項…又は第5項の定めるところに従って委託者が基本契約を解除した場合は、この限りでない。」とありますが、第5項とは、どの条項を指すのかご教示願います。	「又は5項」を削除し、契約書において修正します。

No.	条	項	号	カナ等	項目名	質問内容	質問回答
331	35	4			委託者の解除権	<p>「前各項」とは、「第1項及び第2項」と理解してよろしいでしょうか。</p> <p>また、第1項各号のような一般的な解除事由により被った損害については、基本的には、当該解除とそれによる損害に相当因果関係が認められる範囲で賠償されるものと考えます。ここでいう「違約金」の法的性格を損害賠償の予定とし、超過分の損害賠償という考え方は不採用としていただきたく御提案します。</p> <p>もし、発注者の一般的な解除事由について違約金10%の発生が原案通りとのお考えであれば、公正かつ公平な契約の観点から第36条の受注者の一般的な解除事由についても違約金10%という概念を採用していただくことを御提案します。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p> <p>また後段について、本事業が公共事業であること、受託者が自ら提案した義務を適時に本旨に従って遂行することが当然の前提となって他の提案をした落札者以外の入札者が排除されていること、新たな契約締結には自治体特有のコストを要することなどに鑑み、本項が定められております。従って、原案のとおりとします。</p>
332	42	1			知的財産権	<p>「ただし、委託者が当該実施権等の使用を指定し、…負担しなければならない。」とありますが、例えば、運営期間中に委託者が改良工事を求め、受託者が当該工事に伴う工業所有権の存在を認識し、委託者に通知したうえで、委託者の指示により当該工事を実施した場合については、委託者が工業所有権の使用に係る費用を負担するものと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
333	42	3			知的財産権	<p>「発注者が、本契約に基づき受注者に対して提供した情報、書類、図面等の著作権及びその他の知的財産権は、発注者に留保されるものとする。」とあります。</p> <p>当該著作権及びその他の知的財産権につきましては、受注者に留保され、発注者は無償使用の権利を得るものとしていただけないでしょうか。</p>	<p>原案のとおりとします。</p>
334	別紙 3				保険（第27条）	<p>火災保険について加入の記載がありますが、保険の適用については経済性と発生確率の観点から事業者提案とさせていただけないでしょうか。</p>	<p>原案のとおりとします。</p>